

第5次高松市生活排水対策推進計画

～ “かの川” をみんなの力でとりもどそう～

令和8年3月

高 松 市

目 次

§ 1	生活排水対策推進計画策定の趣旨	1
§ 2	生活排水対策推進計画の基本方針	2
1	生活排水対策の基本理念	2
2	生活排水対策の基本方針	3
3	目標水質及び目標年次	4
4	進行管理	6
§ 3	生活排水対策の推進に関する基本事項	7
1	一般的事項	7
2	生活排水関連事項	18
§ 4	生活排水処理施設の整備	33
1	生活排水処理施設の整備に関する基本方針	33
2	生活排水処理施設の整備目標	35
3	生活排水処理施設の整備計画	36
4	生活排水対策による改善効果	40
§ 5	生活排水対策に係る啓発活動	43
1	啓発活動に関する基本方針	43
2	各施策の進め方	44
§ 6	生活排水対策推進計画の進め方	48
1	関係部局の連携	48
2	関係町・関係行政機関との連携	48
3	関係する他の計画との調整	48
	<資料> 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）	49
	<資料> 用語の解説	50
	末尾 「高松市生活排水対策推進会議設置要綱」	

§ 1 生活排水対策推進計画策定の趣旨

高松市内を流れる河川では、生活排水による水質汚濁が進行し、水質環境基準が達成されていない流域が多く存在したことから、平成4年7月に旧高松市のほか6町が、水質汚濁防止法の規定に基づく「高松地区生活排水対策重点地域」の指定を受けました。

これを受け、計画的・総合的に生活排水対策を推進するため、地域の状況に応じた「生活排水処理施設の整備」と「生活排水対策に係る啓発」を施策の両輪とする「高松市生活排水対策推進計画」を平成5年3月に策定し、河川等の水質改善を図ってきました。

その結果、市内河川の水質は改善されていますが、一部の河川では、依然、水質環境基準が達成されていない地点があり、また、生活排水処理施設の整備も遅れていることなどから、県の「全県域生活排水処理構想」の見直しに合わせ、「高松市生活排水対策推進計画」を改定し、各種施策を展開してきました。

また、本市のまちづくりは、「高松市都市計画マスタープラン」、「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」、「高松市立地適正化計画」、「高松市総合都市交通計画」に基づき、多核連携型コンパクト・エコシティの実現に取り組んでいるほか、豊かな水環境を持続可能な形で未来の子どもたちに引き継ぐため平成22年に「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を制定するとともに、平成23年度には、下水道事業への地方公営企業法の全部適用を行うなど、より一層、効率的で計画的な事業運営を効果的に進めることが求められています。

このように、近年、人口減少・少子・超高齢社会の到来、地域社会構造の変化など、汚水処理施設整備を取り巻く環境の変化や、厳しい財政状況を背景に、より実効性のある生活排水対策計画が求められていることから、本市の目指す将来都市構造である多核連携型コンパクト・エコシティの考え方等との整合を図るため、基本的には新たな下水道事業計画区域の拡大は行わず、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の設置促進を効率的に行うことにより、持続可能な生活排水対策を推進していくことを目的とした「第5次高松市生活排水対策推進計画」を策定しました。

§ 2 生活排水対策推進計画の基本方針

1 生活排水対策の基本理念

令和6年度の市内主要河川における水質環境基準の達成率は66.7%と低く、10河川12地点中3河川4地点で達成されていない状況にあります。

このような水質汚濁の主な原因は生活排水であり、この汚れにより、河川や沿岸海域の水辺環境や市民生活に関わる身近な水環境や住環境の悪化を招いています。

このため、本市にとって、河川の水質汚濁の防止は緊急を要する課題と位置付け、生活排水処理施設の整備と啓発活動を柱に、次の考え方を基本とする各種対策を推進します。

- 「生活排水処理施設の整備」と「生活排水対策に関する啓発」を両輪とします。
- 生活排水処理施設の整備は、公共下水道と合併処理浄化槽により、計画的かつ効率的に推進します。
- 生活排水対策に関する啓発を継続的に推進し、市民の意識高揚を図ります。

2 生活排水対策の基本方針

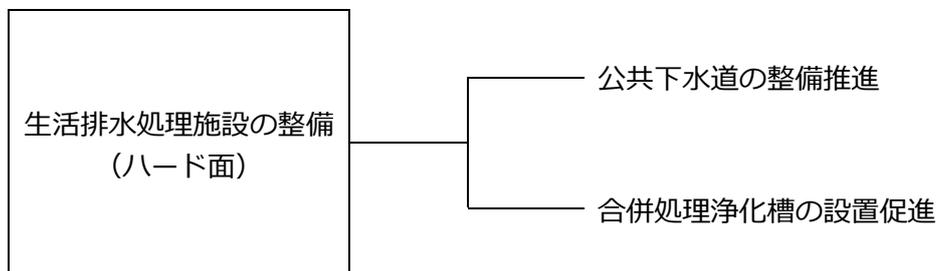
2-1 生活排水の浄化と発生源対策

2-1-1 公共下水道の整備推進

- ・計画期間内は現在の下水道事業計画区域において、計画的かつ効率的に公共下水道の整備を推進します。
- ・未整備地区において、公共下水道の整備が困難な箇所については、合併処理浄化槽による対応などを検討します。

2-1-2 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道等の集合処理施設の整備が見込まれない地域は、合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。



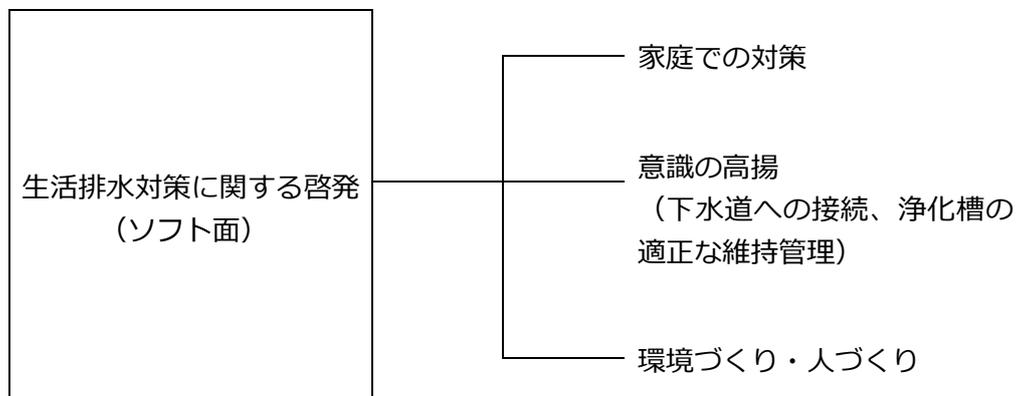
2-2 啓発活動の推進

2-2-1 生活排水対策実践活動の啓発

市民の生活排水対策に対する意識の高揚を図り、実践活動への参加促進に努めます。また、一人ひとり・家庭・地域へと広がりのある取り組みを展開していきます。

2-2-2 水環境への意識啓発

市民一人ひとりが水環境に関心を持ち、また、水環境について正しく理解いただくための啓発活動及び環境教育を行います。



3 目標水質及び目標年次

3-1 目標水質

3-1-1 目標のイメージ

“かの川”をみんなの力でとりもどそう

♪ うさぎおいし かの山 こぶなつりし かの川 ♪と歌われた“かの川”は水清く、魚が群れ、初夏にはホタルが舞っていました。

市内河川の水質保全目標は、河川の水質環境基準の達成及び清流を保っていた“かの川”の復活とし、そのイメージはそれぞれの河川の水利用状況を勘案して、次のとおりとします。

- ①安全で良質な水源の確保
- ②ホタルが舞う川
- ③魚が棲む川
- ④市民が憩える水辺

3-1-2 水質目標

本計画の中間年次及び目標年次における水質目標は、次のとおりとします。

水域別目標の設定

水域名	環境基準値 (mg/L)	現況水質		目標の設定		
		基準年次 R5年度 (mg/L)	環境基準 達成状況	中間年次 R12年度	目標年次R17年度	
					環境基準 達成状況	イメージ
牟礼川	3	2.9	○	現況水質の改善	○	②③④
相引川	8	5.0	○	現況水質の改善	○	③④
新川	3	7.0	×	現況水質の改善	×	①②③④
春日川	3	3.5	×	現況水質の改善	○	①②③④
詰田川	5	3.2	○	現況水質の改善	○	③④
御坊川	10	3.6	○	現況水質の改善	○	③④
杣場川	8	2.9	○	現況水質の改善	○	③④
摺鉢谷川	5	1.4	○	現況水質の改善	○	③④
香東川下流	3	3.3	×	現況水質の改善	○	①②③④
香東川上流	2	1.3	○	現況水質の改善	○	①②③④
本津川下流	3	4.2	×	現況水質の改善	×	①②③④
本津川上流	2	3.7	×	現況水質の改善	×	①②③④

※環境基準値：BOD (mg/L) を示す。

※BOD：巻末資料を参照。

※現況水質：河川のBOD75%値 (mg/L) を示す。

※BOD75%値 (mg/L)：巻末資料を参照。

※詰田川の環境基準値の変更 8 → 5 については、P18参照。

※第5次香川県全域生活排水処理構想との整合を図るため、基準年次を令和5年度としています。

3-2 目標年次

目標年次は、「香川県全域生活排水処理構想」との整合性を図り、令和17年度とします。

また、令和12年度を中間年次として内容の点検を行い、社会情勢の変化等にあわせて適宜見直しを行います。

3-3 SDG s (持続可能な開発目標) の実現

平成27年9月の国連サミットで採択されたSDG s (Sustainable Development Goals) は誰もが幸せに暮らせる持続可能な世界を国際社会全体で実現するため、令和12 (2030) 年に向けて設定された17の開発目標です。

本計画において推進する取組はSDG sのゴール(目標)の達成に貢献します。



【本計画が関連するSDG s】



安全な水とトイレ
を世界中に



住み続けられる
まちづくりを



気候変動に
具体的な対策を



海の豊かさを
守ろう

4 進行管理

高松市は、生活排水処理対策に関する情報を一元的に把握し、効率的、総合的に実施するため、生活排水対策を連携して推進します。また、進行管理に当たっては、数値目標となる指標を定め、その推移や達成状況を把握・分析します。

進行管理指標は、生活環境の改善傾向を示す「汚水処理人口普及率」とし、水質改善の傾向を示す「河川環境基準達成率」を進行管理の補完指標とします。

① 汚水処理人口普及率（％）

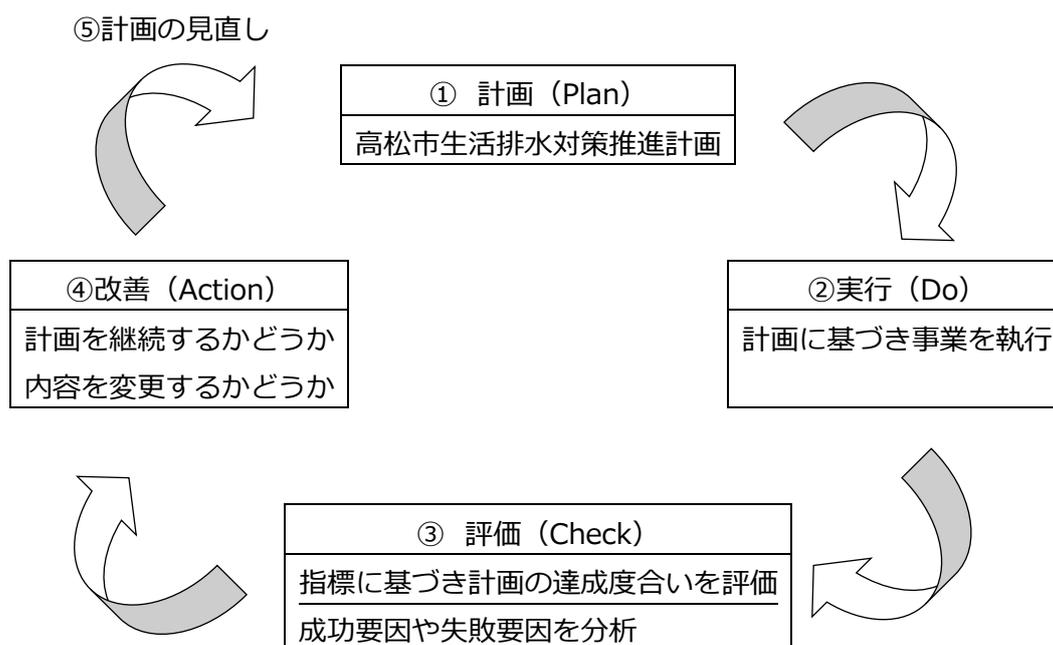
汚水処理人口普及率とは、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントなど生活排水処理施設の整備状況を表す指標で、総人口（住民基本台帳人口）に対する生活排水処理施設整備人口（公共下水道では供用開始区域内人口を示す。）の割合をパーセントで示したものです。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \text{生活排水処理施設整備人口} / \text{総人口（住民基本台帳）} \times 100$$

② 河川環境基準達成率（％）

市内河川の類型指定は10河川12地点あり、各水域における年間の河川水質のBOD75％値を環境基準値と比較して達成、未達成を判定し、環境基準が達成された割合をパーセントで示したものです。

$$\text{環境基準達成率} = \text{河川環境基準達成水域数} / \text{環境基準類型指定水域数} \times 100$$



高松市生活排水対策推進計画におけるPDCAサイクルのイメージ

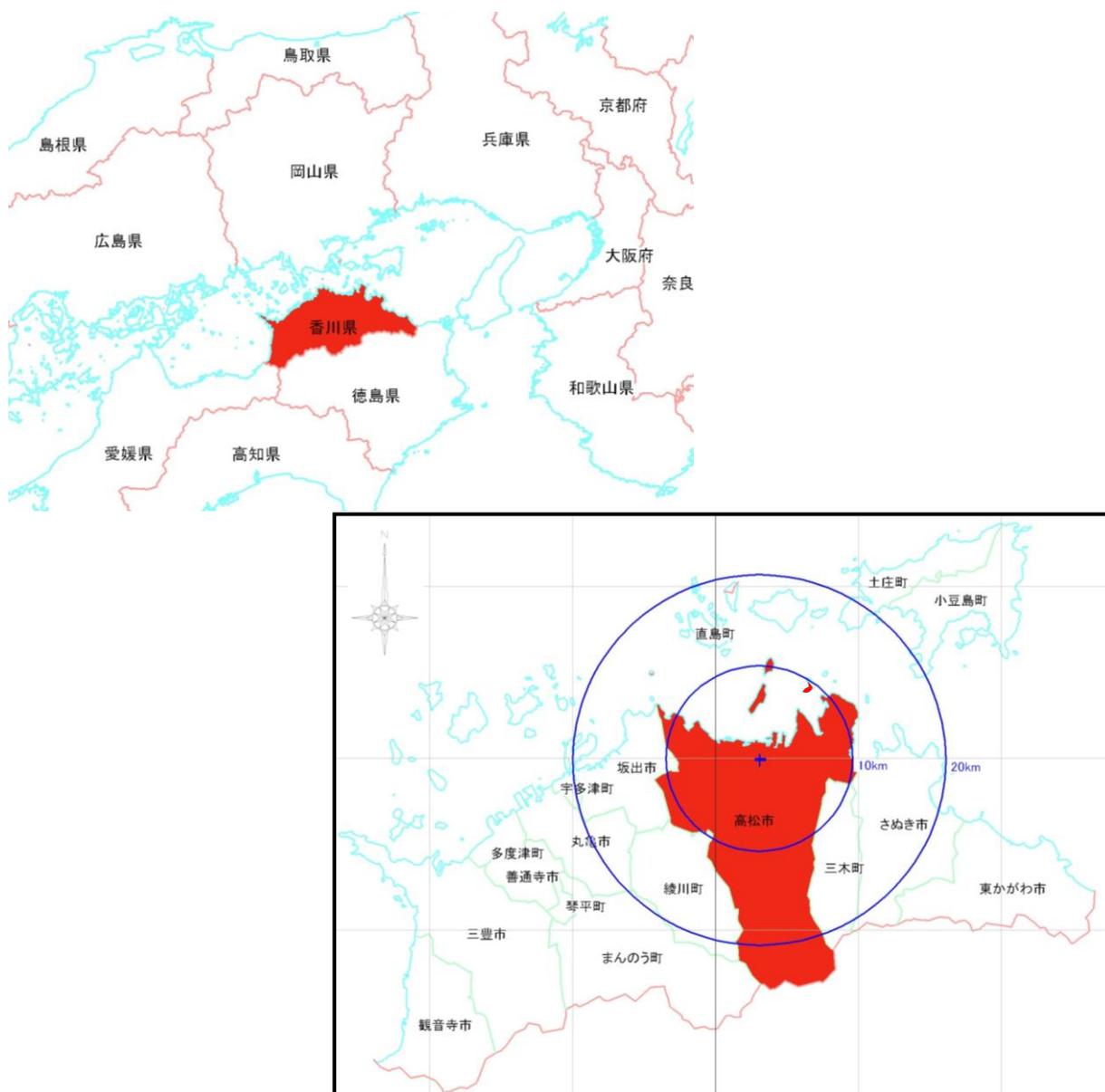
§ 3 生活排水対策の推進に関する基本事項

1 一般的事項

1-1 位置・地勢・沿革

高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置しています。北は国立公園の瀬戸内海に面し、女木島、男木島、大島などの島々が散在し、南の徳島県境には東西に讃岐山脈が連なり、北に向かって緩やかに傾斜し、香東川、本津川などの水系を中心に形成された讃岐平野に市街地や田園が広がっています。

風光明媚な自然に恵まれ、これらと町のたたずまいがほどよく調和している全国でも有数の美観都市です。また、年間を通して気温較差は小さく、降水量の少ないのが特色で住みやすい都市です。



<図 1 - 1 高松市位置図>

「高松」は鎌倉時代に開け始め、天正16年（1588年）豊臣秀吉の家臣生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、生駒4代54年、松平11代220年を通じて城下町として栄えました。

明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、明治23年2月15日に市制を施行し、全国40番目の市としてスタートしました。

その後、大正、昭和を通じ、6回にわたる合併で都市規模は拡大し、人口も昭和55年の国勢調査で30万人を突破しました。

恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきましたが、特に昭和63年の瀬戸大橋開通や平成元年の新高松空港開港、平成4年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成11年4月、中核市に移行しました。

さらに、瀬戸内海三橋時代を迎え、平成15年に高松自動車道が全面開通し、京阪神を含めた環瀬戸内海高速ネットワークが形成される中、平成16年には瀬戸内海に臨む高松の新しいシンボルゾーンとして「サンポート高松」がグランドオープンしました。

そして、平成17年9月26日に塩江町と、また平成18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣5町と合併し、市域375.10km²、人口約42万人を擁する新しい高松市が誕生しました。

また、人口の増加に対応するため、土地区画整理事業により、計画的に市街地を拡大するとともに、中心市街地においては、民間主導の市街地再開発事業により、丸亀町商店街のA街区が平成18年、B・C街区が、平成21～22年、G街区が、平成24年、丸亀町に隣接する大工町・磨屋町地区については、令和5年に整備が完了しました。

今後は、「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を目指し、「選ばれるまちづくり」、「持続可能なまちづくり」、「協働によるまちづくり」を基本方針に、環境に配慮した行動の着実な実践により、自然環境と調和した、将来にわたっても住み続けられるまちづくりを進めていきます。

1-2 気象

高松市は瀬戸内型気候区に属しており、年間を通じて気温の変動が小さく、過去10年間の年平均気温は17.3度（平成27年～令和6年）です。

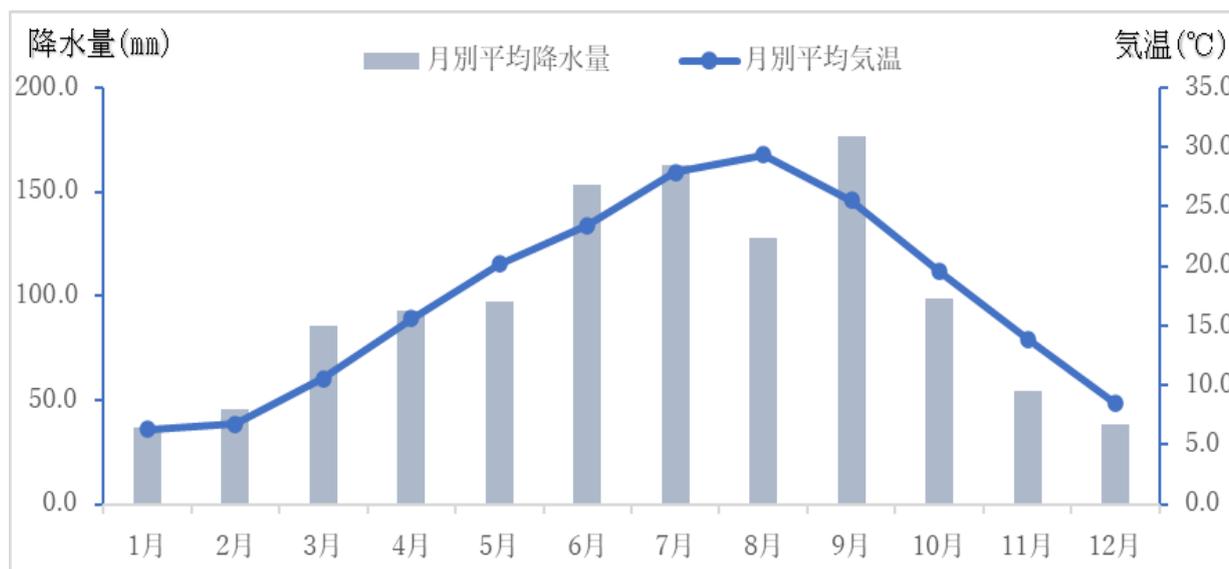
年間の降水量は、年総量で1,169.3mm（過去10年間平均）となっており、梅雨期の6月下旬から7月上旬にかけてと台風と秋雨の続く9月に集中しております。

月別日平均気温（℃）の平均値 高松地点

西暦	和歴	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2015	平成27年	6.3	6.5	9.5	15.4	21.0	22.5	26.7	28.1	23.1	18.4	15.0	9.9	16.9
2016	平成28年	6.6	6.9	10.3	16.1	20.8	23.1	28.1	29.5	25.2	20.5	13.6	9.3	17.5
2017	平成29年	6.2	6.4	9.0	15.7	20.8	22.8	28.7	29.4	23.9	18.4	11.9	6.4	16.6
2018	平成30年	4.7	4.8	10.5	16.1	19.7	22.9	29.1	29.7	24.1	19.1	13.5	9.2	17.0
2019	令和元年	6.8	7.5	10.2	14.5	20.6	23.6	26.5	28.4	26.4	20.7	13.5	9.1	17.3
2020	令和2年	8.4	7.6	11.0	13.5	20.6	24.6	25.8	30.6	25.5	18.6	14.2	8.0	17.4
2021	令和3年	5.6	8.5	12.1	15.5	19.8	23.6	27.7	27.8	25.1	20.0	13.4	8.5	17.3
2022	令和4年	5.5	5.1	11.1	16.2	19.8	24.2	28.6	29.8	26.1	18.8	14.9	7.3	17.3
2023	令和5年	6.2	6.5	12.2	15.5	19.7	23.5	28.5	29.7	27.4	19.2	14.0	8.7	17.6
2024	令和6年	6.9	7.6	9.9	17.3	19.3	23.7	29.5	30.6	28.5	21.6	14.6	8.2	18.1
平均		6.3	6.7	10.6	15.6	20.2	23.5	27.9	29.4	25.5	19.5	13.9	8.5	17.3

月別降水量（mm）の平均値 高松地点

西暦	和歴	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年総量
2015	平成27年	75.0	22.5	95.5	124.0	70.0	139.5	214.5	141.5	110.0	23.0	83.5	110.5	1209.5
2016	平成28年	47.0	45.0	72.5	84.5	84.5	348.5	60.0	89.5	285.5	47.5	48.5	73.0	1286.0
2017	平成29年	25.0	35.0	47.0	76.0	69.5	107.5	139.0	192.5	247.5	416.5	44.0	16.0	1415.5
2018	平成30年	30.0	38.0	142.0	55.0	135.5	119.0	351.0	77.0	527.5	43.5	13.5	43.0	1575.0
2019	令和元年	24.0	44.0	87.5	69.5	30.5	111.5	167.5	139.5	64.5	118.0	24.5	46.5	927.5
2020	令和2年	56.0	36.0	90.0	127.5	64.0	147.5	284.0	10.0	121.5	122.0	38.0	12.0	1108.5
2021	令和3年	46.5	49.5	51.5	99.0	140.0	81.5	100.0	213.5	179.0	64.0	91.5	19.5	1135.5
2022	令和4年	13.5	22.5	76.5	60.0	46.5	54.0	76.5	61.0	112.5	45.0	63.5	36.0	667.5
2023	令和5年	32.0	41.0	65.5	126.0	159.0	153.0	79.0	246.0	62.5	27.0	60.5	21.5	1073.0
2024	令和6年	22.5	119.5	125.5	107.5	173.5	268.0	154.5	108.0	55.5	84.0	74.0	2.0	1294.5
平均		37.2	45.3	85.4	92.9	97.3	153.0	162.6	127.9	176.6	99.1	54.2	38.0	1169.3



資料：高松地方気象台HP

1-3 人口

1-3-1 人口動態

総人口の推移は、平成2年以降を見ると漸増傾向を示しています。また、年齢階層別の傾向としては、高齢人口（65歳以上）の増加と年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しており、少子・超高齢化が進行しています。

年齢階層別人口の推移（平成2年～令和2年）

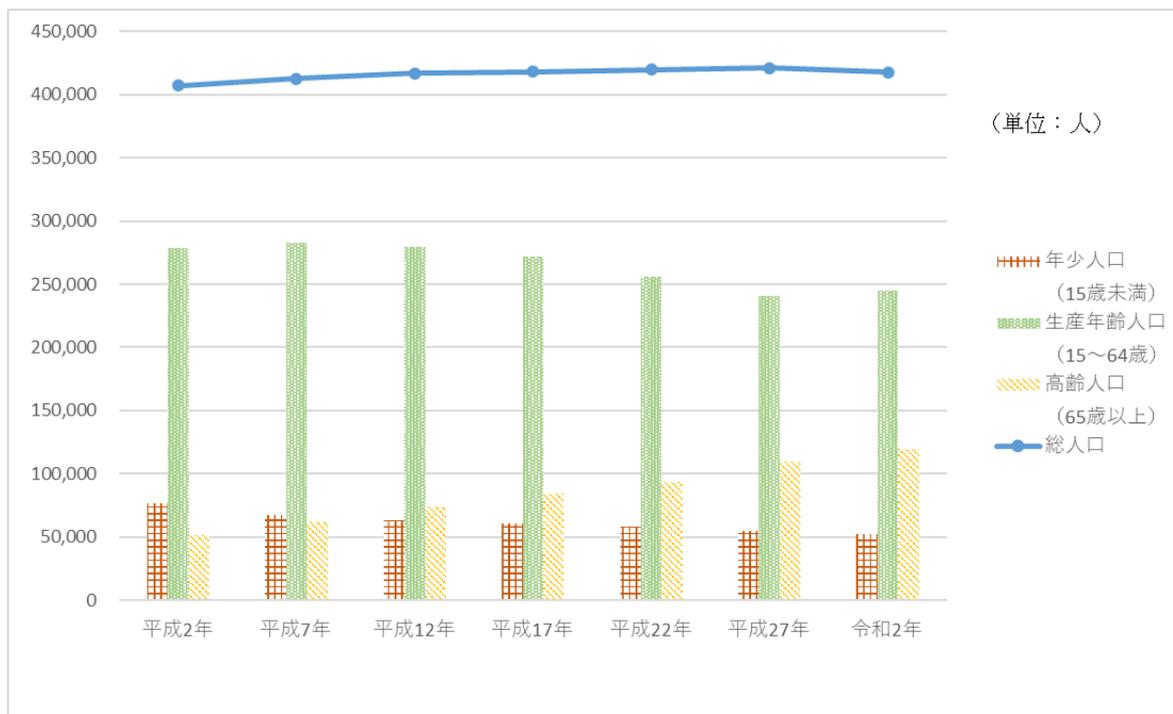
単位：人

年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	406,853	412,626	416,680	418,125	419,429	420,748	417,496
年少人口 (15歳未満)	76,562	67,456	62,861	60,505	57,943	55,082	52,768
生産年齢人口 (15～64歳)	278,175	282,376	279,332	271,957	255,599	240,958	245,043
高齢人口 (65歳以上)	51,431	62,746	74,009	84,314	93,667	109,369	119,685

資料：国勢調査

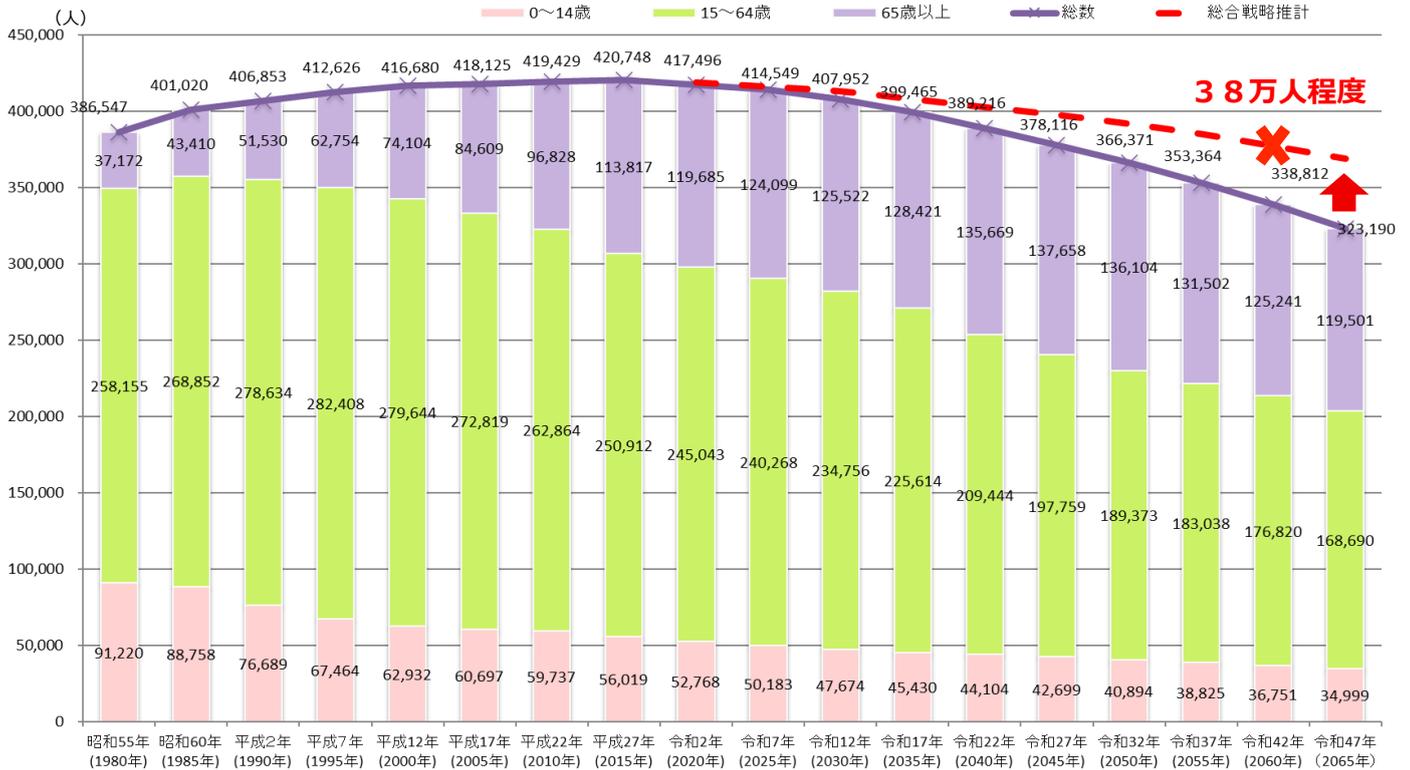
※平成27年度までは年齢階層別人口の合計は年齢不詳があることから総人口と合致しない。

※令和2年は不詳補完値を使用。



1-3-2 将来推計人口

高松市の総人口は、今後減少が続くものと推計されます。年齢階層別では、令和2年と比較すると、令和42年には15歳未満は約70%、15歳以上65歳未満の人口が約72%程度に減少するのに対し、65歳以上人口が約1.05倍になると推計されます。



本市においては、令和2年3月に将来の方向、展望を示した「たかまつ人口ビジョン 令和元年度改訂版」を策定し、令和42（2060）年の人口目標を38万人程度と定め、人口減少対策に資する事業に取り組んでいます。

注 令和2（2020）年までは国勢調査による実績値、令和7（2025）年以降はたかまつ人口ビジョン（令和2（2020）年3月策定）で使用した国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』の推計方法により作成しています。

資料：たかまつ人口ビジョン令和元年度改訂版

1-4 土地利用の概況

1-4-1 土地利用の現況

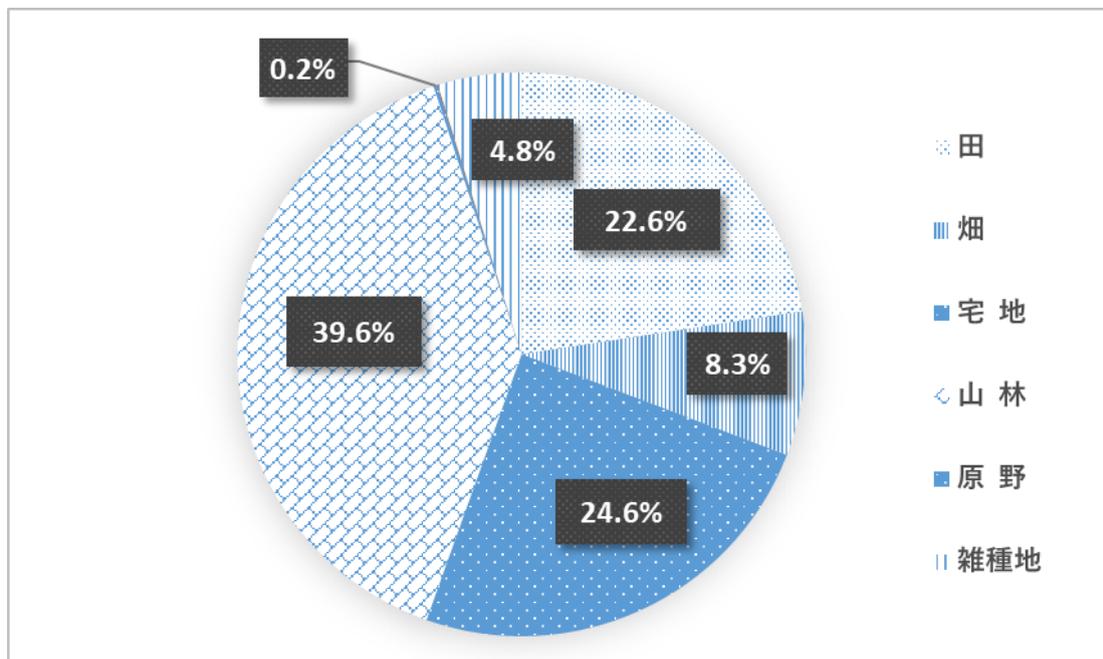
本市の土地利用状況は、地目別民有地面積によると、総面積約24,558haのうち農地（田・畑）が30.9%、宅地が24.6%、山林・原野39.8%、その他が4.8%となっています。

地目別民有地面積（令和5年1月1日現在）

単位：ha

総数	田	畑	宅地	山林	鉱泉地	牧場	原野	池沼	雑種地
24,558	5,541	2,027	6,044	9,713	0	2	52	10	1,168
比率%	22.6%	8.3%	24.6%	39.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	4.8%

資料：香川県統計年鑑（令和6年）



1-4-2 都市計画

平成12年5月に都市計画法、建築基準法の一部が改正され、線引き制度が原則として県の選択制となるなど、地域の実情に応じて適正かつ合理的なまちづくりが行えるようになりました。

これを受け、県と高松市では、都市計画区域を拡大・再編し、従来の線引き制度の廃止に合わせて、新たな土地利用コントロールを導入するなど、都市計画の見直しを行い、平成16年5月17日に施行されました。

さらに、平成17年9月26日及び平成18年1月10日の近隣6町（塩江町・牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町）との合併により、高松市の都市計画区域が拡大されました。

本市では、平成16年度の線引き制度（市街化区域と市街化調整区域に区域を区分する制度）の廃止後、旧市街化調整区域への居住・商業施設等の立地が進展し、田園地帯である郊外部での宅地化が進んでいます。

こうした低密度な市街地が広がる拡散型の都市構造が形成されることは、車への依存による環境負荷の増加や中心市街地の空洞化を始め、今後の人口減少、少子・超高齢化の進展も相まって、地域全体としての魅力や活力が低下していくことが予想されます。

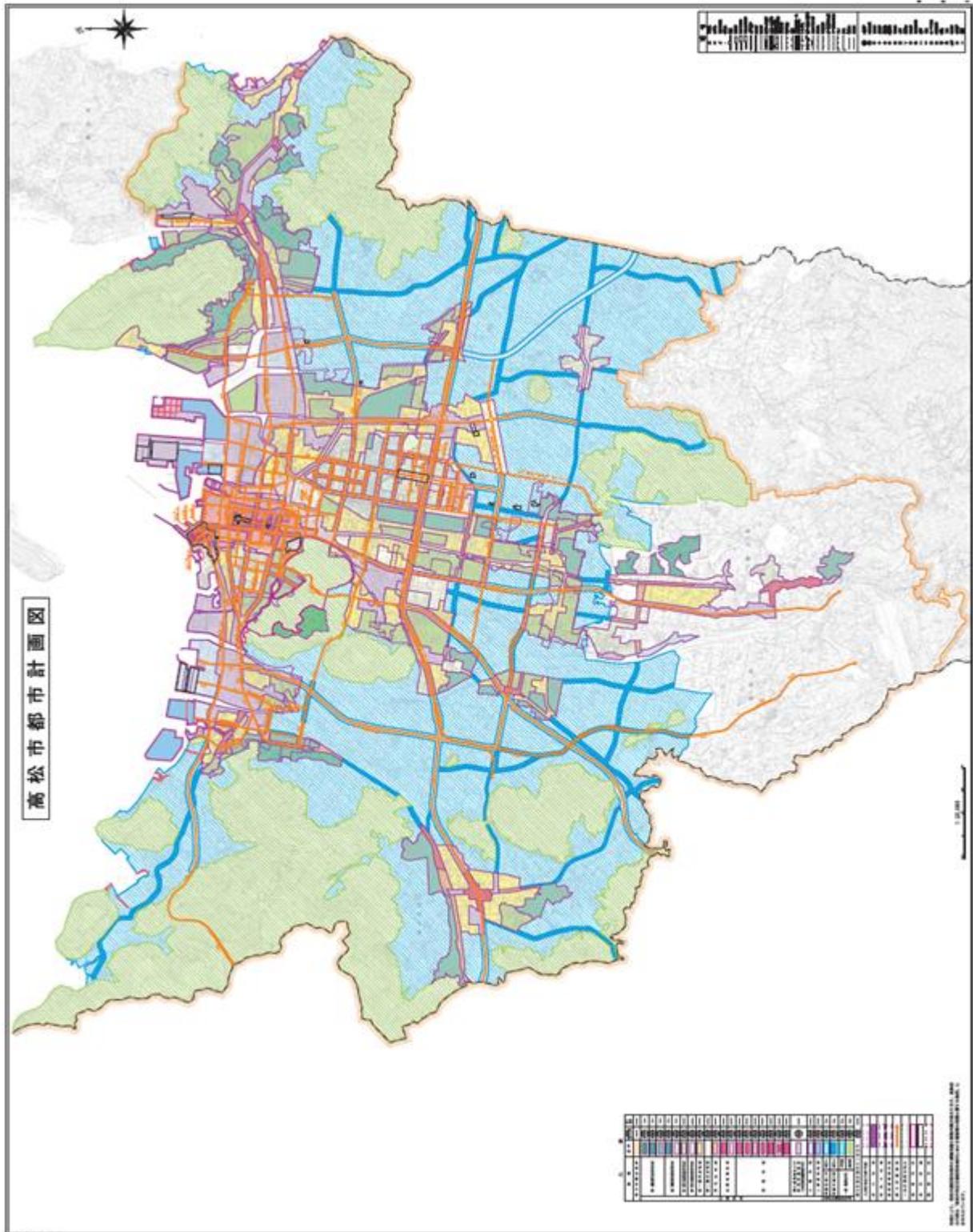
このため、平成20年12月に策定した「都市計画マスタープラン」や平成25年5月に策定した「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」に基づき、支所や鉄道駅周辺などの集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の推進に取り組んでいます。

さらに、令和3年5月に上位計画となる「高松広域都市計画区域マスタープラン」の改定や、令和2年2月に都市再生特別措置法の改正、令和6年3月に「第7次高松市総合計画」が策定されたことを背景に、令和7年6月に「高松市都市計画マスタープラン」を改定し、公共交通を基軸とした集約型都市（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築に向けて、より一層取り組むこととしています。そして、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現の後押しとなる「高松市立地適正化計画」を平成30年3月に策定し、これに併せて「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を平成30年4月に改定しました。また、本市をとりまく状況を適切に反映するため「高松市立地適正化計画」及び「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を令和7年6月に改定しました。

用途地域面積（総面積：約6,489ha）

第一種低層住居専用	第二種低層住居専用	第一種中高層住居専用	第二種中高層住居専用	第一種住居地域	第二種住居地域
887	149	941	440	1,300	438
準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用
94	442	265	1,162	213	158

（令和7年3月末現在、単位：ha）



1-5 産業

令和2年の総就業者数は、209,548人で、5年前の平成27年の191,429に比べ9.5%増加しています。

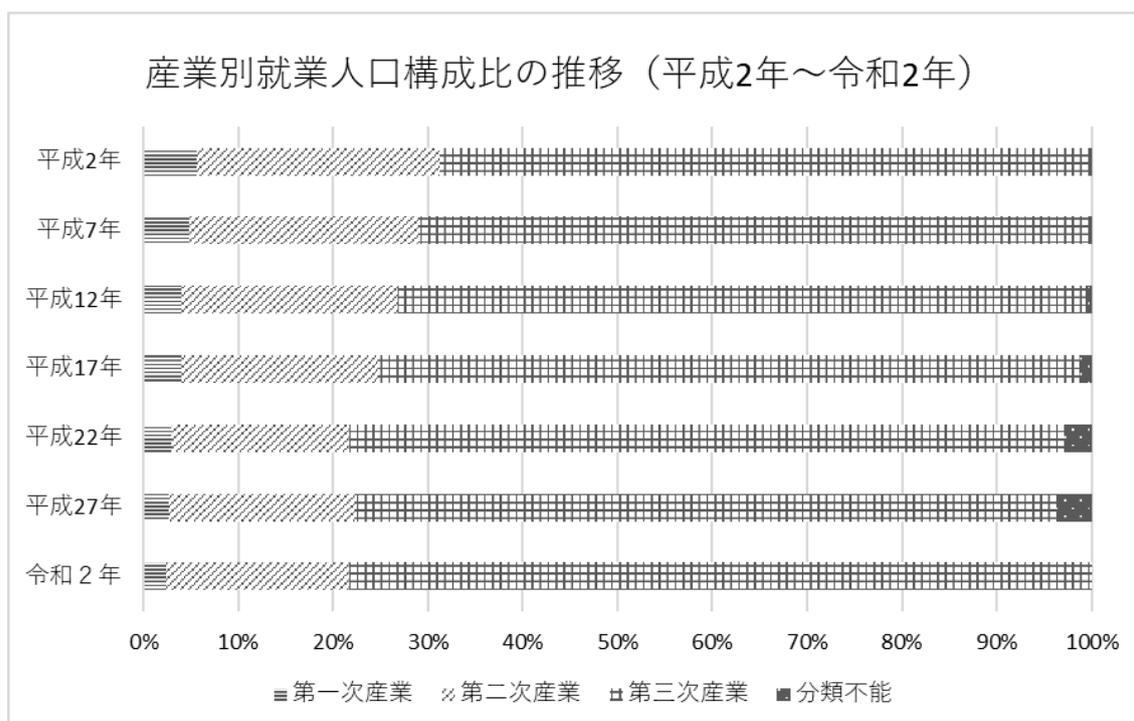
また、令和2年の産業別就業人口の構成比は、第一次産業が2.4%、第二次産業が19.4%、第三次産業が78.2%となっています。これを平成2年と比較すると、第一次、第二次産業就業者数が減少し、第三次産業就業者数が増加しています。

産業別就業人口の推移（平成2年～令和2年）

項目		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	人口（人）	11,087	10,235	8,358	7,909	5,528	5,085	5,041
	構成比（%）	5.6%	4.9%	4.0%	4.0%	2.9%	2.7%	2.4%
第二次産業	人口（人）	51,068	51,037	47,218	41,511	36,126	37,586	40,609
	構成比（%）	25.7%	24.3%	22.8%	20.8%	18.9%	19.6%	19.4%
第三次産業	人口（人）	136,161	148,277	150,177	148,039	144,143	141,640	163,898
	構成比（%）	68.5%	70.6%	72.6%	74.0%	75.4%	74.0%	78.2%
分類不能	人口（人）	405	403	1,237	2,465	5,460	7,118	0
	構成比（%）	0.2%	0.2%	0.6%	1.2%	2.9%	3.7%	0.0%
合計	人口（人）	198,721	209,952	206,990	199,924	191,257	191,429	209,548
	構成比（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：国勢調査

※令和2年は不詳補完値を使用。



1-6 水利用の概況

1-6-1 上水道

高松市の水道水源は、その約35%を内場ダムや香東川、春日川、新川などの自己処理水源で賄い、残りの約65%を香川用水に依存しています。平常時には需要量を十分満たす供給能力を確保していますが、近年は気候変動の影響を受け、たびたび深刻な渇水に見舞われています。特に、平成6年、平成17年、さらに平成20年には、香川用水の水源である早明浦ダムの貯水率が0%となる異常渇水となり、水道の断水や減圧給水を余儀なくされました。そのため、渇水時の節水方策や新たな自己処理水源を確保するとともに、水道広域化のメリットのひとつである市町の枠を超えた柔軟な水運用を行っていく必要があります。

一方、長期的な水道用水の水需要予測については、社会的な要因はありますが、行政区域内人口（給水人口）が少子・超高齢化傾向にあることから、減少することが見込まれています。このような中、慢性的な水不足に見舞われている高松市においては、雨水の利用や下水処理水の再利用等、水を有効利用する節水・循環型社会の形成が求められています。

上水道事業の概況【令和6年度】

給水人口	人	405,001
給水世帯数	世帯	191,647
普及率	%	99.4
年間配水量	m ³	48,535,870
1日最大配水量	m ³	140,491
1日平均配水量	m ³	132,975
年間有収水量	m ³	44,639,491
有収率	%	92.0

1-6-2 農業用水

高松市は、瀬戸内海の降水量の少ない地域にあり、河川流域が狭く流路が短いなど地形的な要因から、昔からため池の築造などを行い農業用水の確保に苦労を重ねてきましたが、香川用水事業の完成やため池の改修整備などにより農業用水が確保されることとなりました。

しかし、農業用水についての主な水源は、香川用水、河川表流水及びため池であり、市内の約2,500のため池に依存する割合は依然高い状態です。

ため池の概要（高松市の主なため池）

【令和7年4月1日現在】

名称	貯水量 (万m ³)	満水面積 (ha)	灌漑面積 (ha)
三郎池	176.85	38.80	397.05
新池	120.19	26.19	120.00
橘池	55.59	14.40	55.50
音谷池	38.34	7.84	60.50
市宮池	19.60	8.20	16.10
奥谷池	35.22	4.44	234.00
小田池	141.93	33.40	350.00
神高池	8.54	3.18	30.00
神崎池	22.50	6.60	47.00
公渕池	176.00	26.00	898.00
久米池	35.20	18.59	60.00
坂瀬池	34.20	18.60	898.00
住蓮寺池	49.13	12.80	0.50
城池	72.00	18.82	898.00
神内池	138.00	39.30	898.00
神内上池	69.40	8.30	898.00
関ノ池	34.76	25.00	36.00
田渡池	24.60	4.35	190.00
奈良須池	145.77	28.30	350.00
野田池	28.90	7.60	16.70
船岡池	35.22	12.00	35.00
平池	124.00	32.50	81.10
松尾池	132.20	23.50	898.00
御厩池	48.21	10.40	77.00
龍満池	52.84	14.20	76.00

資料：高松市土地改良課資料

2 生活排水関連事項

2-1 水質汚濁状況

2-1-1 環境基準の指定状況

生活環境の保全に関する環境基準については、市内主要10河川及び地先海域に水域とその類型が指定されています。

環境基準水域類型の指定状況（海域）

水域名	類型	指定年月日
東讃海域	A	昭和49年12月13日 県告示
備讃瀬戸	A	昭和49年5月13日 環境庁告示
高松港	B	
詰田川尻	A	

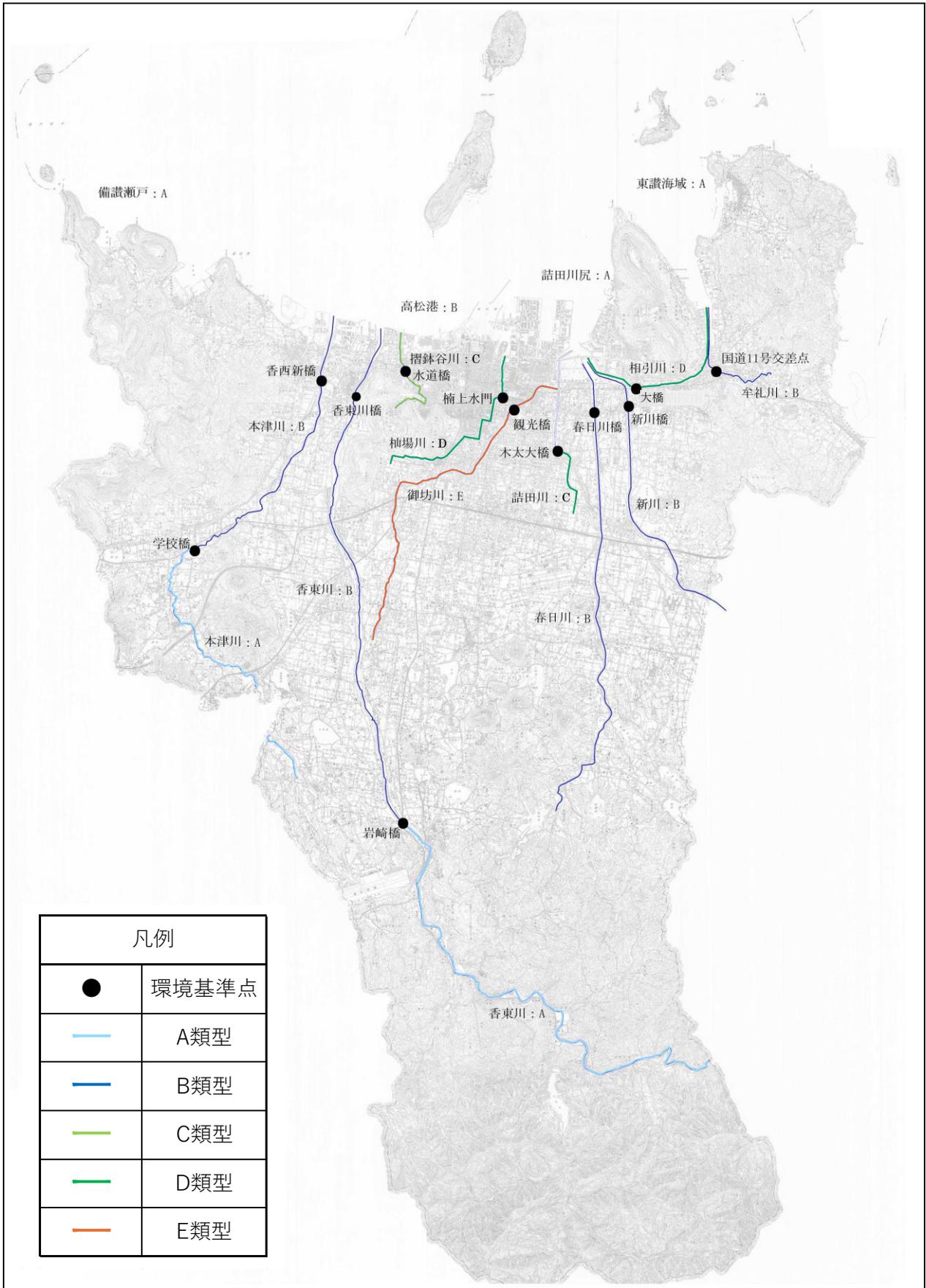
環境基準水域類型の指定状況（河川）

水域名	範囲	類型	指定年月日
牟礼川	全域	B	昭和49年4月10日 県告示
相引川	全域	D	
新川	全域	B	
春日川	全域	B	
詰田川	木太大橋より上流	C	昭和45年9月1日 閣議決定
御坊川	全域	E	
杣場川	全域	D	
摺鉢谷川	全域	C	
香東川	岩崎橋より上流	A	
	岩崎橋より下流	B	
本津川	学校橋より上流	A	
	学校橋より下流	B	

※各類型における環境基準値については、巻末資料を参照のこと。

※水域類型については、以下のとおり見直しがされました。

- ・H25.3.29香川県告示第161号 詰田川及び摺鉢谷川
- ・H26.4.1香川県告示第164号 杣場川
- ・H31.3.29香川県告示第95号 摺鉢谷川
- ・R5.3.31香川県告示第97号 詰田川



<図 2 - 1 環境基準類型指定状況図>

2-1-2 水質の状況

(1) 海域

高松の地先海域は比較的潮流が早く透明度が低く、また赤潮の発生回数が少ないなどの特徴があります。海域COD年平均値の推移は次のとおりで、詰田川尻が環境基準値より高い状況です。

海域COD年平均値の推移

水域名	地点名	類型	基準値 (mg/L)	達成期 間	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
東讃海域	檀ノ浦沖	A	2	イ	1.5	1.7	1.4	1.8	1.7	2.0	2.2	2.3	1.9	2.3	1.9
備讃瀬戸	西浦沖	A	2	イ	1.4	1.4	1.6	1.7	1.8	1.9	2.2	2.2	1.8	2.2	2.0
	摺鉢谷川尻	A	2	イ	1.5	2.1	1.7	1.9	1.8	2.0	2.3	2.4	1.8	2.2	2.5
	神在の鼻沖	A	2	イ	1.3	2.4	1.7	1.8	1.7	2.1	2.2	2.2	1.9	2.0	2.0
	亀水湾	A	2	イ	1.4	1.6	1.6	1.6	1.7	1.8	2.3	2.1	1.9	2.1	2.2
高松港	高松港	B	3	イ	1.9	2.2	2.2	2.0	2.3	2.1	2.1	2.4	2.0	2.0	2.0
詰田川尻	詰田川尻	A	2	ハ	2.9	3.5	2.8	2.7	2.6	2.6	2.6	3.2	2.8	2.8	2.6

※各類型における環境基準値及びCODについては、巻末資料を参照のこと。

※達成期間の分類は次のとおり。

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 河川

高松市は、全国的にも降水量の少ない地域にあります。したがって、河川流量が極めて少なく、市内の河川は工場排水、生活排水の影響を受けやすい状態です。

令和6年度における環境基準の達成状況は以下のとおりで、牟礼川、相引川、詰田川、御坊川、杣場川、摺鉢谷川、香東川（香東川橋、岩崎橋）で、環境基準を達成しました。

河川環境基準達成状況

水域名	地点名	類型	基準値 (mg/L)	達成期間	達成状況 (BOD75%値)										
					H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
牟礼川	国道11号線 交差点	B	3	□	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○
					2.7	2.8	2.6	3.7	3.1	2.9	3.2	2.7	2.7	2.9	2.5
相引川	大橋	D	8	イ	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
					4.7	4.8	5.3	7.1	8.0	6.6	6.7	8.6	8.3	5.0	6.8
新川	新川橋	B	3	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					6.8	5.2	5.6	7.9	8.0	9.1	6.6	9.7	10	7.0	6.7
春日川	春日川橋	B	3	□	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×
					3.5	4.1	4.5	5.4	2.8	4.2	3.8	2.9	2.1	3.5	3.2
詰田川	木太大橋	C	5	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					3.3	2.6	3.4	4.3	3.9	3.8	3.5	3.0	4.4	3.2	3.0
御坊川	観光橋	E	10	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					2.7	3.4	3.8	3.6	4.1	3.2	4.3	5.0	3.9	3.6	3.5
杣場川	楠上水門	D	8	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					4.1	2.0	4.4	3.4	3.3	3.5	3.2	3.2	4.1	2.9	3.2
摺鉢谷川	水道橋	C	5	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					1.6	1.6	1.9	2.1	1.8	1.7	1.6	1.6	1.4	1.4	1.3
香東川	香東川橋	B	3	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	岩崎橋	A	2	イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本津川	香西新橋	B	3	イ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	学校橋	A	2	イ	4.3	4.3	5.3	4.9	4.5	5.4	5.1	5.5	6.2	4.2	4.6
					3.1	3.6	3.5	4.0	4.1	3.4	3.9	3.8	3.8	3.7	3.5

※各類型における環境基準値については、巻末資料を参照のこと。

※達成期間の分類は次のとおり。

イ：直ちに達成 □：5年以内で可及的速やかに達成 八：5年を超える期間で可及的速やかに達成

※詰田川の類型については、D 8 → C 5 へと変更になっています。詳細についてはP18参照。

(3) ため池

高松市は、瀬戸内海の降水量の少ない地域にあります。したがって、農業用水については市内の約2,500のため池に依存する割合が高くなっています。

ため池COD年平均値の推移

単位：mg/L

名称	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
奥の池	7.9	8.7	9.6	9.3	5.3	—	—	—	—	19	10
奈良須池	8.0	4.6	6.9	4.8	5.7	5.6	6.3	4.8	5.5	3.5	5.0
住蓮寺池	11	19	11	20	12	16	8.7	19	12	13	13
三郎池	5.7	7.0	7.3	9.0	8.5	7.1	9.1	13	9.7	12	6.9
神内池	6.0	9.7	8.1	7.7	7.3	7.6	7.9	6.7	6.8	8.4	8.2
松尾池	6.8	5.5	5.8	6.2	6.2	7.4	6.7	6.8	7.1	12	8.6
城池	4.8	5.4	6.3	4.8	6.0	6.3	6.6	5.8	6.3	6.9	8.3
公渕池	2.9	3.4	2.8	3.4	3.5	3.9	3.9	4.2	4.1	4.2	6.9
坂瀬池	8.7	8.8	8.8	10	10	12	12	15	14	16	13
久米池	19	20	23	23	23	28	24	39	28	37	27
平田池	18	17	11	18	11	16	12	11	17	9.4	8.5
羽間上池	9.1	8.6	11	9.4	12	12	13	37	15	18	10
龍満池	14	6.5	11	9.4	8.2	12	8.4	12	12	9.7	8.0
新池	5.4	6.1	5.5	5.3	5.0	4.8	6.7	5.6	6.4	6.1	6.2
平池	20	41	29	16	51	18	24	28	30	28	24
橋池	6.1	6.6	8.8	8.4	8.5	8.4	9.0	8.6	8.1	7.9	8.6

※奥の池（R元～R4）については、工事のため採水不可でした。

2-2 生活排水処理施設の整備状況

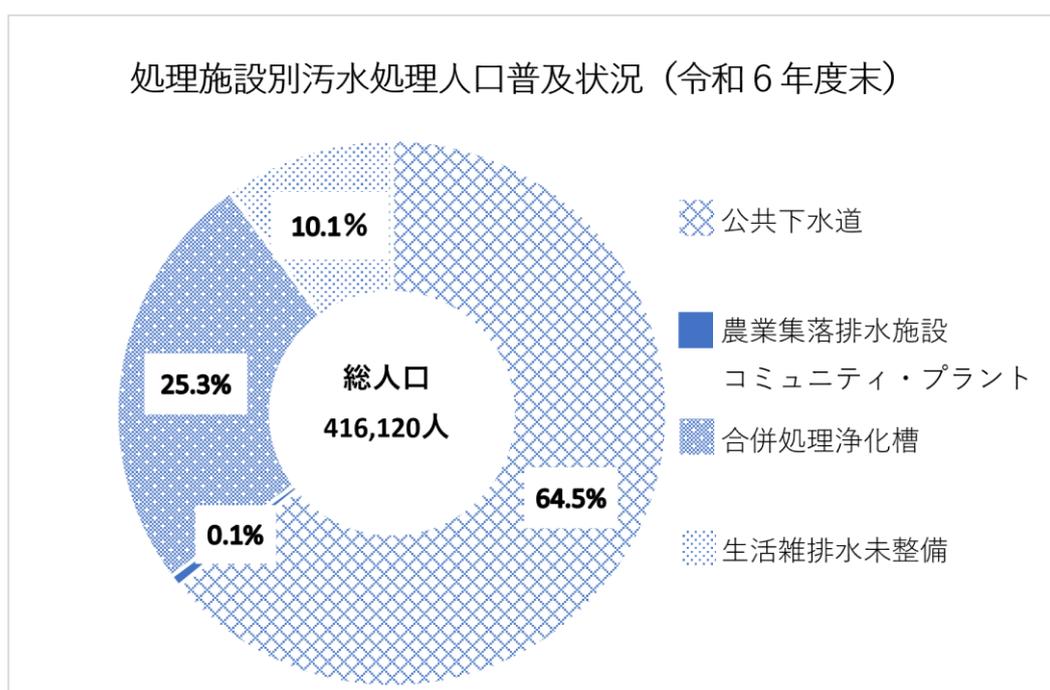
令和6年度末の高松市の汚水処理人口普及率は89.9%となっています。一方、全国平均は93.7%、香川県は82.4%（全国44位）であり、香川県平均は上回っているものの、全国平均を下回っています。

また、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の集合処理施設を利用できる人のうち、実際に利用して生活排水処理を行っている人（生活排水処理人口）の割合（接続率）は93.2%であり、公共用水域の水質汚濁を防止するためには公共下水道の接続率の向上が必要です。

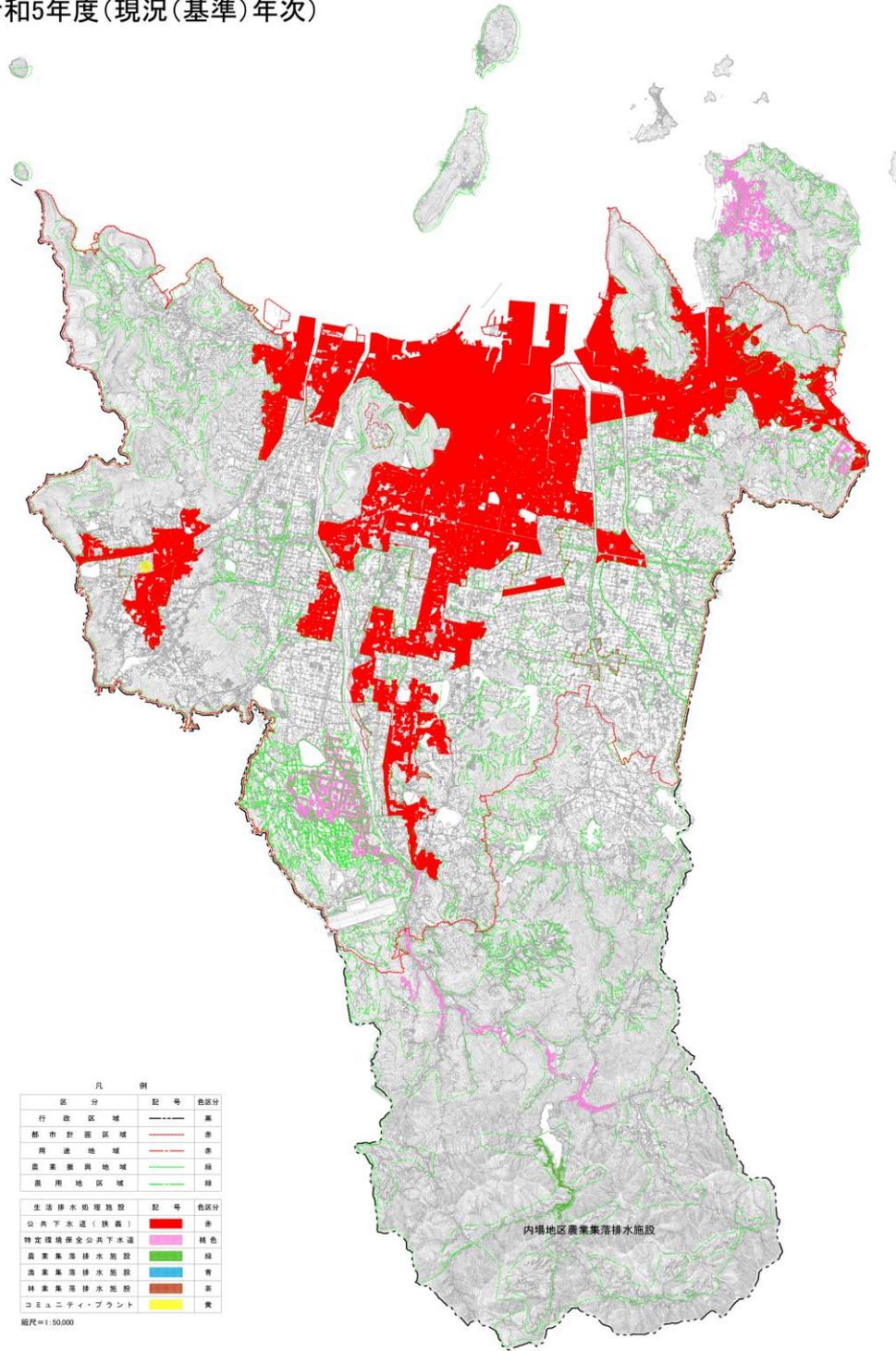
生活排水処理状況（令和6年度末）

名 称		汚水処理施設整備人口（人）A	汚水処理人口普及率（%）	生活排水処理人口（人）B	接続率（%） B/A×100
集合処理	公共下水道	268,497	64.5%	250,182	93.2%
	農業集落排水施設	131	0.1%	131	100.0%
	コミュニティ・プラント	60	0.0%	60	100.0%
集合処理 計		268,688	64.6%	250,373	93.2%
合併処理浄化槽		105,486	25.3%	109,484	—
整備・処理 計		374,174	89.9%	359,857	—
未整備・未処理 計		41,946	10.1%	56,263	—
高松市総人口		416,120	100.0%	416,120	—

処理施設別汚水処理人口普及状況（令和6年度末）



高松市生活排水処理施設整備計画図
令和5年度(現況(基準)年次)



< 図 生活排水処理施設の整備状況 (令和5年度末) >

2-2-1 公共下水道

高松市の下水道は昭和8年、現在の中心市街地の一部約462haについて下水道事業に着手しました。その後、昭和30年に計画区域の拡張や福岡下水処理場の計画を策定し、昭和40年に汚水処理を開始、昭和45年度に処理能力日量4万m³の施設を完成しました。

昭和49年度に市街化区域全体を中部、東部、西部処理区に分けた公共下水道全体計画を策定し、東部処理区については、昭和57年に東部下水処理場の供用を開始しました。西部処理区については、平成4年度の香東川流域下水道事業の着手を受け、平成5年度から流域関連公共下水道事業として管渠整備に着手し、平成13年8月に香東川浄化センターでの供用が開始されました。この供用開始に伴い福岡下水処理場を廃止し、処理機能を東部下水処理場に統合しました。

平成17年9月26日の塩江町、平成18年1月10日の牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、旧町における下水道事業を引継ぎ、整備を進めています。

また、合併後も県が管理を行っていた流域下水道が平成28年4月に本市に移管されたことに伴い、流域関連公共下水道を公共下水道へ編入しました。

令和6年度末までの下水道普及状況は、整備面積約5,511.7ha、人口普及率64.5%となっています。

計画の概要及び整備状況（令和6年度末）

処理区名	高松市公共下水道事業計画				現況整備状況		
	下水道全体計画区域 (計画目標年次令和26年度)		事業計画区域 (計画目標年次令和7年度)				
	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	整備面積 (ha)	人口 (人)	
東部	3,348.2	151,310	3,241.2	158,660	2,805.3	156,031	
牟礼	816.4	14,260	616.6	15,410	468.0	15,882	
庵治	320.0	3,380	145.5	3,140	117.7	3,473	
西部	高松	2,124.2	73,680	1,500.2	69,700	1,245.2	62,903
	塩江	72.7	670	59.9	840	56.1	841
	香川	479.0	11,010	403.3	12,160	290.8	12,499
	香南	320.0	3,710	253.0	4,120	218.4	4,403
	国分寺	416.0	11,590	350.0	11,570	310.2	12,465
計	7,896.5	269,610	6,569.7	275,600	5,511.7	268,497	
					行政人口	416,120	

※本資料の表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

※庵治における、下水道全体計画区域の計画目標年次は令和17年度

資料：下水道整備課資料

下水処理場の水質検査結果【年間平均値 令和6年度】

処理場名		pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
東部下水 処理場	流入水	7.0	150	80	120	26	2.8
	放流水	7.3	1.3	11	3	22	0.64
香東川浄化 センター	流入水 (合流)	7.4	110	74	110	28	2.9
	流入水 (分流)	7.3	170	120	170	38	3.8
	放流水	6.8	4.5	10	2	8.2	0.71
牟礼浄化苑	流入水	7.5	190	120	150	38	4.5
	第1 放流水	7.1	2.0	8.9	3	7.4	0.81
	第2 放流水	7.1	2.5	8.5	1	7.7	0.99
庵治浄化 センター	流入水	7.4	160	100	160	39	3.7
	放流水	7.3	0.9	5.7	1	2.3	0.86
放流水の 基準※		5.8 以上 8.6 以下	15 以下	20 以下	40 以下	60 以下	8 以下

資料：下水道施設課資料

※下水道法に基づく放流水の水質の基準

2-2-2 農業集落排水施設、コミュニティ・プラント

農業集落排水施設については、塩江町内場地区において平成3年度に事業採択され、平成7年度に供用開始しています。また、コミュニティ・プラントについては、国分寺町下向田地区において実施されており、昭和61年度に供用開始しています。

計画の概要及び整備状況（令和6年度末）

名称	計画人口 (人)	整備区域内人口 (人)	処理人口 (人)	処理方式
農業集落排水施設 (内場地区)	340	131	131	JARUS-V型
コミュニティ・プラント (下向田地区)	270	60	60	長時間曝気

2-2-3 浄化槽

生活環境の快適性、環境衛生の向上に対する意識の高まりから、トイレの水洗化を目的に単独処理浄化槽が急速に普及しました。

しかし、単独処理浄化槽はし尿のみを処理し、生活排水の処理を行わないことから、平成13年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止され、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置が義務付けされています。

令和6年度末現在の汚水処理施設整備人口374,174人のうち28.2%が合併処理浄化槽によるものです。

高松市では、生活排水対策の一環として、平成元年度より住宅等に合併処理浄化槽を設置する場合、国の補助制度に基づき、補助金を交付しています。また、平成25年度より、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、既設の浄化槽の撤去費と配管費等を上乗せして補助金を交付しています。

また、令和元年度からは、新設への補助金を廃止し、合併処理浄化槽への転換を促進するため、配管費補助の上限を、9万円から30万円へ引き上げました。

合併処理浄化槽補助実施状況

単位：基

	H元～30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	計
補助基数	23,521	254	244	247	250	255	289	25,060
うち転換補助基数	1,531	254	244	247	250	255	289	3,070

資料：下水道業務課資料

※転換とは、くみ取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のこと。

注：転換補助基数の内、H元～19については、基数不明。

既存合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽状況

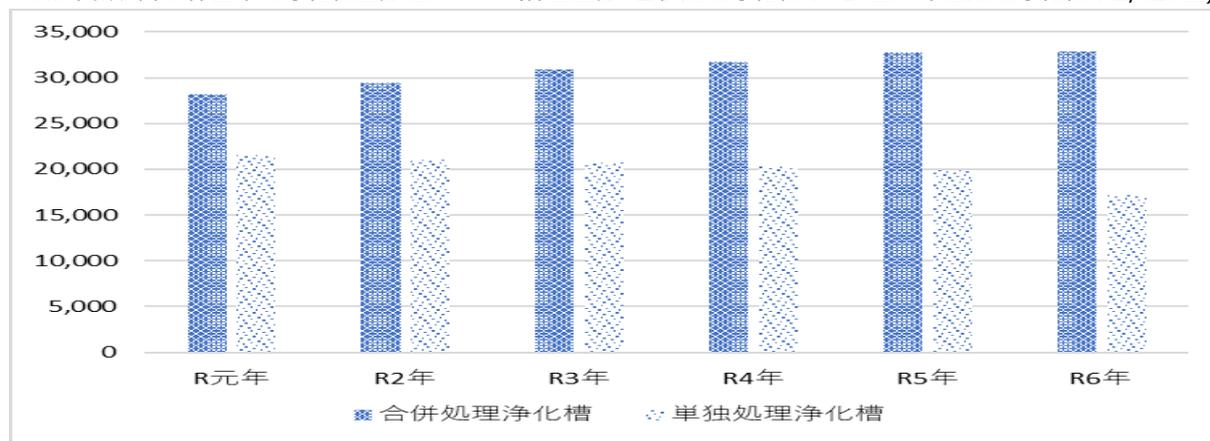
単位：基

	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
合併処理浄化槽	28,219	29,448	30,857	31,735	32,707	32,895
単独処理浄化槽	21,497	21,023	20,684	20,305	19,892	17,140

資料：下水道業務課資料（補助金の交付対象を、転換のみに変更したR元年度以降の推移）

※下水道供用開始区域内は除く。

※R6年度以降は休止中の浄化槽基数を除く。（休止基数 合併処理浄化槽：919基 単独処理浄化槽：2,429基）



2-3 生活排水対策の啓発活動状況

2-3-1 環境教育（学校教育）

市内の小・中学校においては、生活排水対策を含む環境教育を教科の学習や総合的な学習の時間等において行っています。下水道の役割や下水処理場のしくみ、また、市内の下水処理場や浄化槽の整備状況などについて理解し、環境問題を自分事として捉えて、問題の解決に向けて自分たちにできることを考える学習を行っています。

(1) 事例1（小学校）

4年生の総合的な学習の時間に、地域の環境に目を向け、地域を流れる川の環境を守るためにできることを考えています。川の水質調査や森と川のつながりを学ぶ出前授業等様々な取組を実施しました。

水質調査では、川の上流や下流の水、水道水やビオトープの水など、色々な種類の水を持ち寄って、水質検査を行いました。その結果、川の下流の水は、上流の水と比べて汚れていることに気付きました。その後の調べで油や牛乳を排水した場合、汚れた水をきれいにするためには大量の水が必要であることを知りました。

「地域の川の環境を守ることが川とつながる海の環境を守ることにもつながる」と考え、きれいな川を未来に残そうと取り組んでいます。

(2) 事例2（小学校）

4年生の総合的な学習の時間に、ふるさとの川への愛着を育むことを目的に、地域の方の話を聞きながら、環境保全の取組について考えました。

地域の方から話を聞き、昔の川はとてもきれいだったことや昔に比べて人が増えたこと、人々の生活の仕方が川の汚れに関係があることが分かりました。実際に川を見学する中で、川の中にゴミが沈んでいる、排水溝から出ている水が泡立っていることが分かりました。

そこで、川の水と様々な生活排水のパックテストを行い、どれくらい汚れているのか調べました。川の水は水道水に比べて汚れているという結果とともに、生活排水はさらに汚れていることに気付きました。

これから、家庭での実践を共有することで、排水の汚れを減らす方法を探っていきます。

2-3-2 親子下水道教室の開催

下水道について、小学生や保護者の理解を深めてもらうことを目的に、工事現場や下水処理施設の見学会を行っています。

この見学会では、工事現場や施設の見学、実験等を通し、下水処理の方法を学び、水がきれいになるまでを体験します。

なお、団体の施設見学については、随時受け付けており、多くの団体が環境教育の一環として訪れています。



2-3-3 げすいどうフェスタの開催

下水道について、広く市民に周知し、その普及促進を図るため、毎年、「下水道の日」である9月10日を中心に、げすいどうフェスタを実施しています。

このげすいどうフェスタでは、下水道の役割、下水処理の仕組み、浄化槽に関する理解を深めてもらうためのパネル展及び市民参加型の企画展や、デザインマンホール蓋の展示を行っているほか、下水道を分かりやすく解説した教材DVDの上映、イベント体験などを通じ、参加した多くの市民が、下水道についての関心と理解を深めています。



2-3-4 浄化槽設置者講習会の開催

高松市では、公益社団法人香川県浄化槽協会と共同で、浄化槽管理者を対象とする浄化槽設置者講習会を、毎年複数回開催しています。

この講習会では、浄化槽設置届を提出した浄化槽管理者を対象に、浄化槽法に定められる浄化槽の適正管理（保守点検、清掃、法定検査）の重要性や浄化槽の使用方法などについて、スライドを使って説明します。

また、個人相談や、浄化槽設置者講習会に対するアンケート調査を実施するなど、講習会がより良い内容になるよう取り組んでいます。

このように、浄化槽の知識に関する普及・啓発を図ることで、生活排水や環境に対する意識の高揚に努めています。



2-3-5 水環境出前講座の開催

小学生に、水環境について学び、体験する機会を作り、環境教育の一助とするため、高松市と公益社団法人香川県浄化槽協会との共催で水環境出前講座を実施しています。

この講座では、オリジナルテキストを使った座学に加え、体験学習として、パックテスト（COD）による水質測定、透視度計による透視度の測定及び顕微鏡を使った微生物観察などの実験・観察を行うことで、楽しく理解してもらうことを目的としています。



2-3-6 その他の活動

高松市では、市民の皆様を対象に広く環境について関心を持っていただくことを目的に、環境学習事業を行っています。その中のうち、生活排水対策に関わる事業として、廃食油を用いた石けんやキャンドル作りのリサイクル講座を始め環境活動団体等と連携し、より身近な環境学習機会の提供として環境学習出前講座を受講できる体制を構築するなど、環境保全に対する市民の理解と協力が得られるよう努めています。

2-4 汚濁負荷量

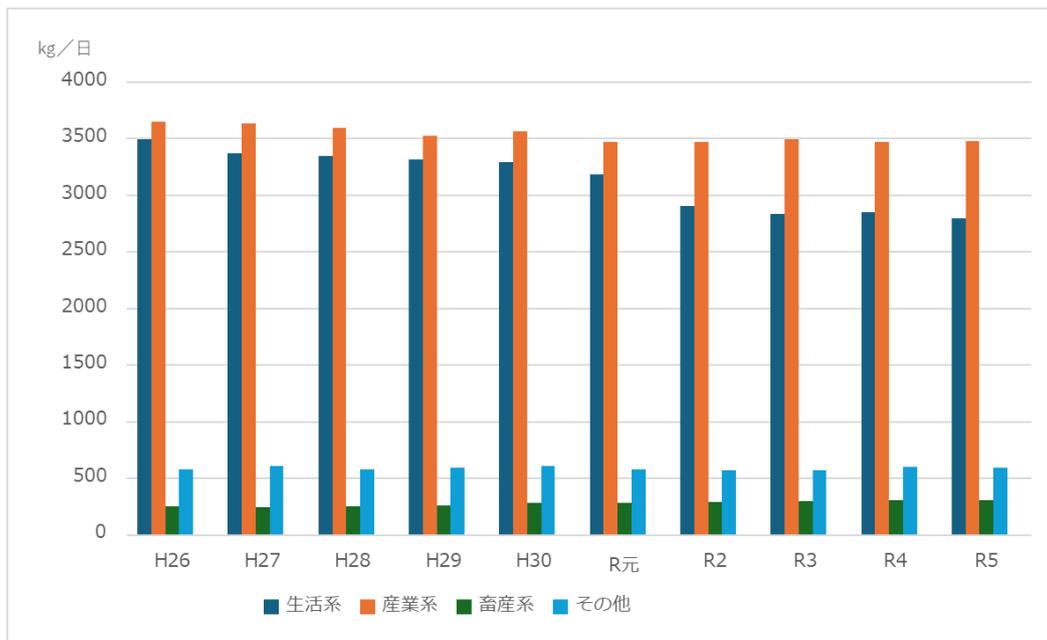
汚濁負荷量とは水の汚れ具合を表す指標のひとつで、本市の発生源別COD汚濁負荷量をみると、生活系の減少がみられますが、令和5年度において、産業系に次いで生活系の汚濁負荷量が全体の約4割を占めていることから、事業場排水への規制とともに生活排水対策を継続する必要があります。

市内の発生源別汚濁負荷量（令和5年度）

	生活系	産業系	畜産系	その他
市内の汚濁負荷量	2797.5 (39%)	3478.6 (49%)	309.9 (4%)	595.6 (8%)

※数値はCOD(化学的酸素要求量)として1日当たりの発生量（単位：キログラム）

汚濁負荷量の推移（COD）



資料提供：香川県環境管理課

§ 4 生活排水処理施設の整備

1 生活排水処理施設の整備に関する基本方針

1-1 施設整備の基本方針

1-1-1 公共下水道による整備（下水道事業計画区域内）

① 公共下水道の整備推進

下水道整備計画に基づき東部処理区、牟礼処理区、庵治処理区及び西部処理区の整備を推進します。また、事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設の健全度や重要度を考慮した上で改築・更新に取り組むなど、適切な維持管理を行います。

② 水洗便所改造資金の貸付制度の推進

公共下水道に接続するための便所等の改造に対し、改造資金の貸付制度を設けており、今後も制度の活用をPRします。

③ 公共下水道への接続促進

下水道整備区域内の水洗化率を高めるため、公共下水道への接続を促進します。

1-1-2 合併処理浄化槽の設置促進（下水道事業計画区域外）

① 浄化槽設置整備事業の推進（合併処理浄化槽）

高松市では、単独処理浄化槽及びくみ取便所から合併処理浄化槽への転換に対し、補助金を交付する制度を設けており、単独処理浄化槽からの転換に際し、既存の浄化槽の撤去に要する費用及び配管に要する費用の一部を上乗せすることにより、更なる転換を促進します。

② 水洗便所改造資金の貸付制度の推進

くみ取便所から水洗トイレの改造又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改造に対し、改造資金の貸付制度を設けており、今後も制度の活用を推進します。

③ 積極的なPR活動

家庭用の小型合併処理浄化槽は、汚濁の削減効果や時間的・場所的選択の自由度が高いため、公共下水道等の集合処理施設の整備が見込まれない地域を対象に、設置促進について、市広報紙、ホームページ、パンフレット等によってPRします。

1-2 生活排水処理施設の選定

本計画で推進する生活排水処理施設を含む、施設の概要は、次のとおりです。

生活排水処理施設の概要

処理施設の種類 あるいは事業名	対象地域	対象人口	所管省庁
公共下水道（狭義）	主として市街地	特になし	
特定環境保全 公共下水道	市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては既成市街地及びその他の地域）以外の地域	1,000人～10,000人 水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施できる。	国土交通省
農業集落排水施設	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落	原則として概ね1,000人以下。 1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	農林水産省
漁業集落排水施設	漁業依存度高く今後とも漁業の振興を図ることが適当であると認められる漁業集落、漁港及び漁場環境の保全のため水質汚濁の防止を図る必要性が特に高い水域に面する漁業集落（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）	100(50)人～5,000人 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	水産庁
林業集落排水施設	①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域、②山村振興法に規定する振興山村、③特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域、④離島振興法に基づき指定された離島振興対策事業実施地域、⑤奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島のいずれかに該当し、かつ、(ア)林野率が0.8未満の市町村又は旧市町村に属する集落であって林野率0.5以上の集落、(イ)林野率が0.8以上の市町村又は旧市町村に属する集落、のいずれかに該当する地域	原則として概ね1,000人以下 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	林野庁
簡易排水施設	今後とも農林漁業が地域の主要な産業であることが見込まれる地域であって、自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない振興山村地域（山村振興法により指定）等	原則として受益戸数3戸以上20戸未満	農林水産省
小規模集合排水 処理施設整備事業	特に制限なし	原則として住宅戸数10戸以上20戸未満	総務省
浄化槽市町村 整備推進事業	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定に基づき定められる都道府県計画における実施区域、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域、水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、山村振興法に規定する振興山村、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき指定された農業振興地域内の農業集落排水施設の処理区域周辺地域、自然公園法に規定する自然公園地域、水質汚濁防止法に規定する第5次水質総量規制指定地域、集合処理に比べ浄化槽による汚水処理が経済的に効率的である地域（単年度当たり20戸以上の住宅を整備）	住宅戸数20戸以上 （一部地域要件に該当する地域では10戸以上）	環境省
個別排水処理施設 整備事業	①下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設に係る処理区域の周辺地域（単年度当たり20戸未満の住宅を整備） ②①以外の事業であって、浄化槽市町村整備推進事業の対象となる地域（単年度当たり10戸以上20戸未満の住宅を整備）	原則として住宅戸数20戸未満	総務省
浄化槽 設置整備事業	下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の区域であって雑排水対策を推進する必要がある区域	特に制限なし	環境省
コミュニティ ・ プラント	特に制限なし	101人～30,000人	

生活排水処理施設選定についての基本的な考え方は次のとおりとします。

① 下水道

下水道事業計画区域内は下水道の整備を実施するとともに、未接続世帯への普及促進による接続率の向上及び処理区域内への居住誘導を図ります。公共下水道の整備が困難な箇所については、合併処理浄化槽による対応等を検討します。

② 合併処理浄化槽

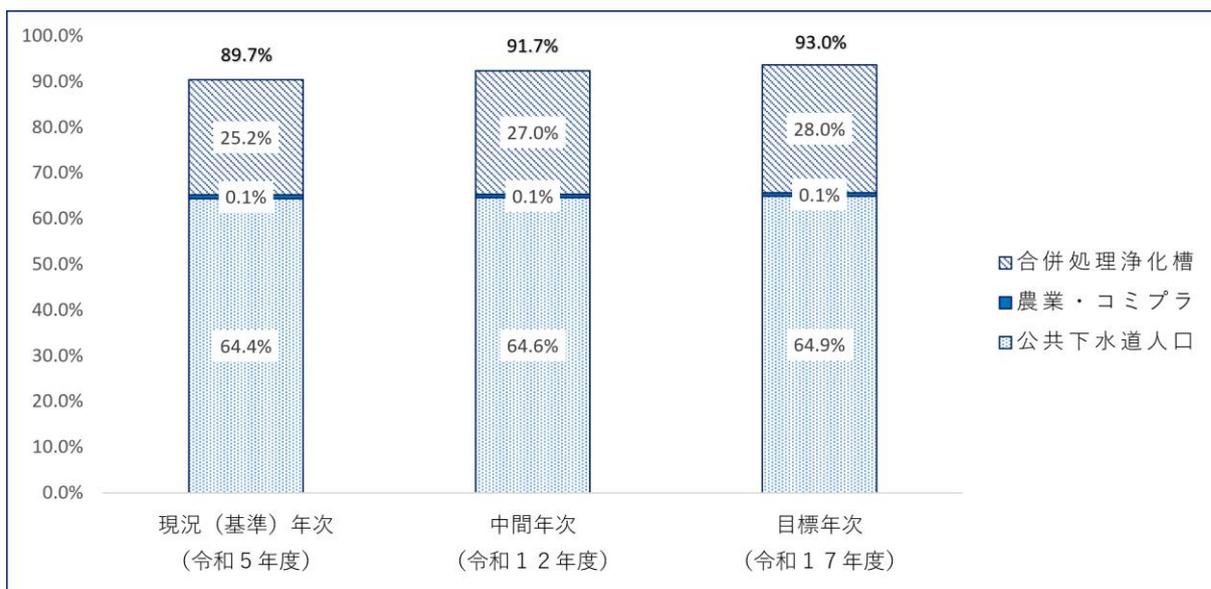
下水道事業計画区域外は合併処理浄化槽の設置促進や単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

③ その他

農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントについては、既存施設を有効利用します。

2 生活排水処理施設の整備目標

生活排水処理施設の整備目標は、進行管理指数である汚水処理人口普及率で中間年次（令和12年度）に91.7%、目標年次（令和17年度）に93.0%を目指します。



※本資料のグラフ中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。
※第5次香川県全域生活排水処理構想との整合を図るため、現況年次を令和5年度としています。

図 生活排水処理施設整備計画の目標

3 生活排水処理施設の整備計画

生活排水処理施設の整備計画は、次のとおりです。

生活排水処理施設整備の推移

区 分		現況（基準）年次 令和5年度	中間年次 令和12年度	目標年次 令和17年度	
処理人口	公共下水道	整備面積（ha）	5,508.5	5,529.5	5,544.5
		整備区域内人口（人）	269,184	255,848	250,297
		処理人口（人）	250,119	242,133	240,017
	コ ミ ニ テ ィ 農 集 排	整備面積（ha）	18.8	18.8	18.8
		整備区域内人口（人）	194	162	124
		処理人口（人）	194	162	124
	合併処理浄化槽人口（人）		105,494	106,986	108,081
生活排水処理施設整備人口 （人）計 A		374,872	362,996	358,502	
未 処 理 人 口	単独処理浄化槽人口（人）		35,739	27,129	22,449
	計画収集人口（人）		7,352	5,653	4,724
	自家処理人口（人）		0	0	0
	生活雑排水未処理人口（人）		43,091	32,782	27,173
行政人口（人） B		417,963	395,778	385,675	
汚水処理人口普及率(%) A/B		89.7	91.7	93.0	

※中間年次、目標年次の行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」を使用しています。

公共下水道については、令和2年3月に策定した「高松市下水道事業基本計画」（令和6年度に中間見直し）において、計画期間における財政状況などを十分勘案し、都市計画マスタープランや多核連携型コンパクト・エコシティの考え方等との整合を図る観点から、基本的には新たな下水道事業計画区域の拡大は行わないこととしており、引き続き、現在の下水道事業計画区域内の未整備地区において、計画的に公共下水道の整備を実施するとともに、接続率の向上を図ることとします。

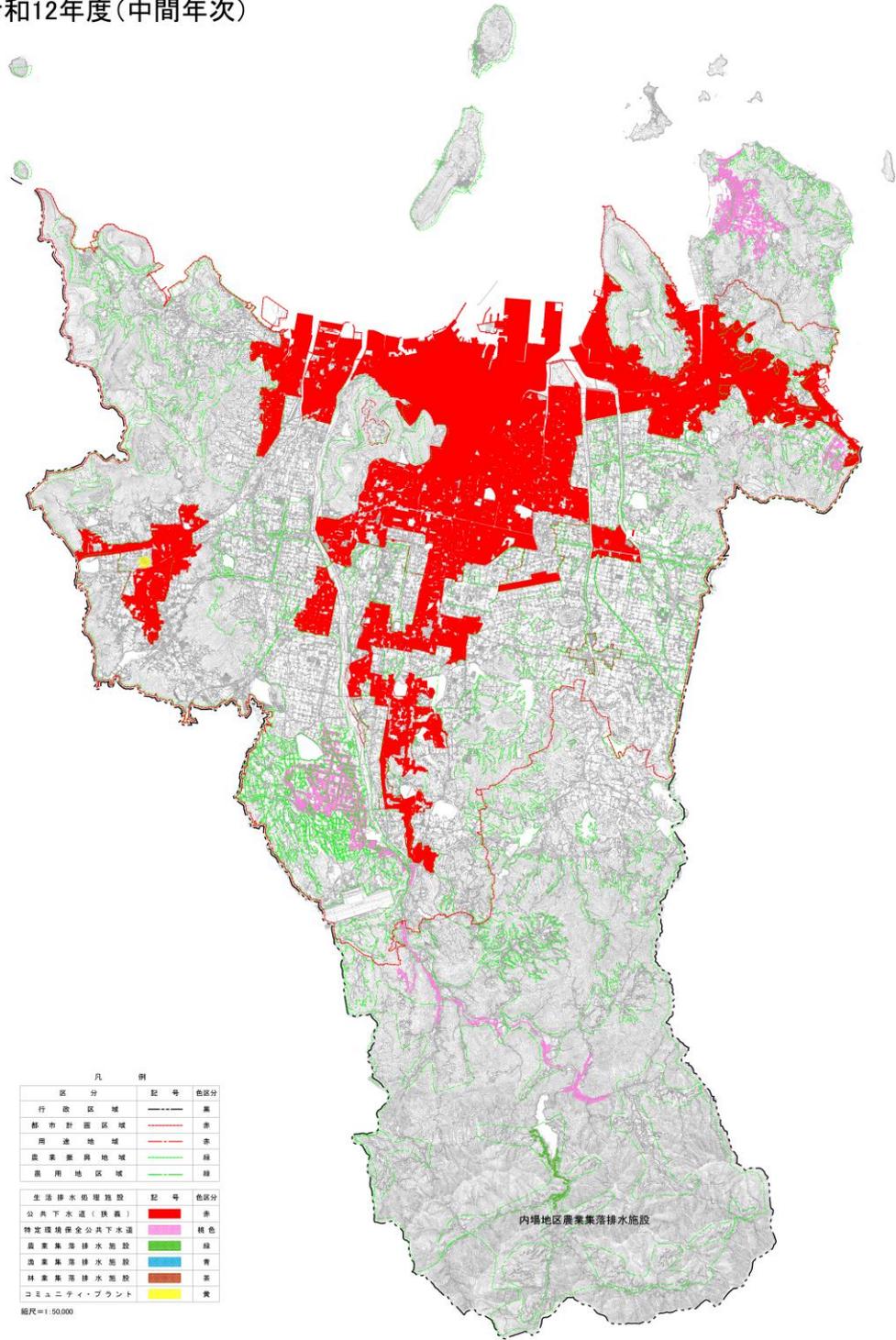
なお、下水道事業計画区域内であっても、地形、整備予定道路及び排水処理状況などにより、下水道管の整備が困難な箇所については、合併処理浄化槽による対応などにより、より効率的な生活排水対策を推進していきます。

下水道事業計画区域外については、基本的に、合併処理浄化槽により生活排水処理を行うこととしていますが、公共用水域の水質汚濁の原因となっている単独処理浄化槽が依然とし

て多く使用されており、その対策が喫緊の課題となっています。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水対策を推進していきます。

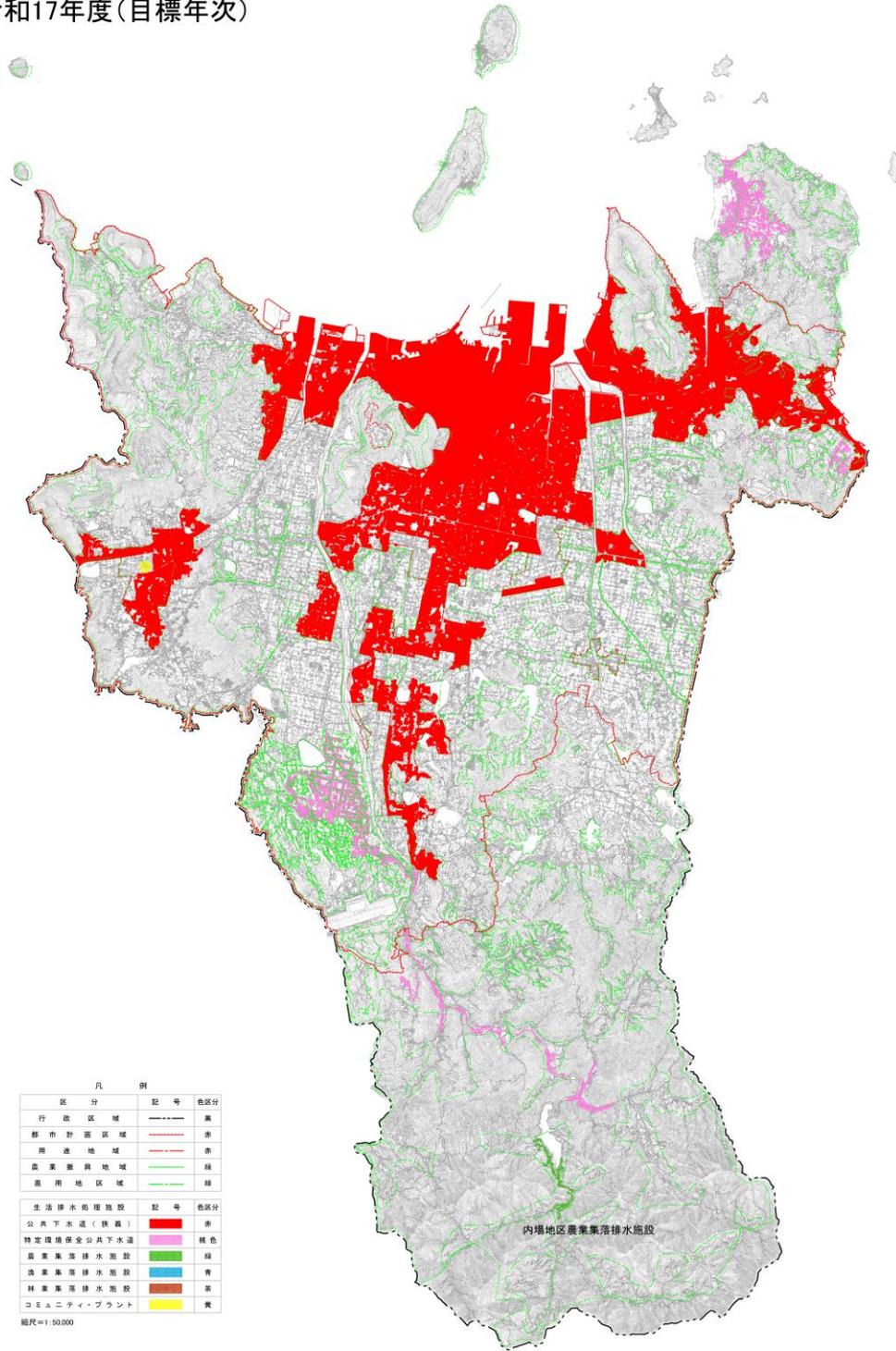
また、今後、人口減少や節水機器の普及に伴う有収水量の減少や維持管理・改築更新に要する費用の増加などが見込まれていることから、中間年次において、社会情勢の変化を踏まえつつ、持続可能かつ適切な整備、並びに効率的な維持管理を踏まえた見直しを行うこととします。

高松市生活排水処理施設整備計画図
令和12年度(中間年次)



<図 高松市生活排水処理施設整備計画図(中間年次令和12年度)>

高松市生活排水処理施設整備計画図
令和17年度(目標年次)



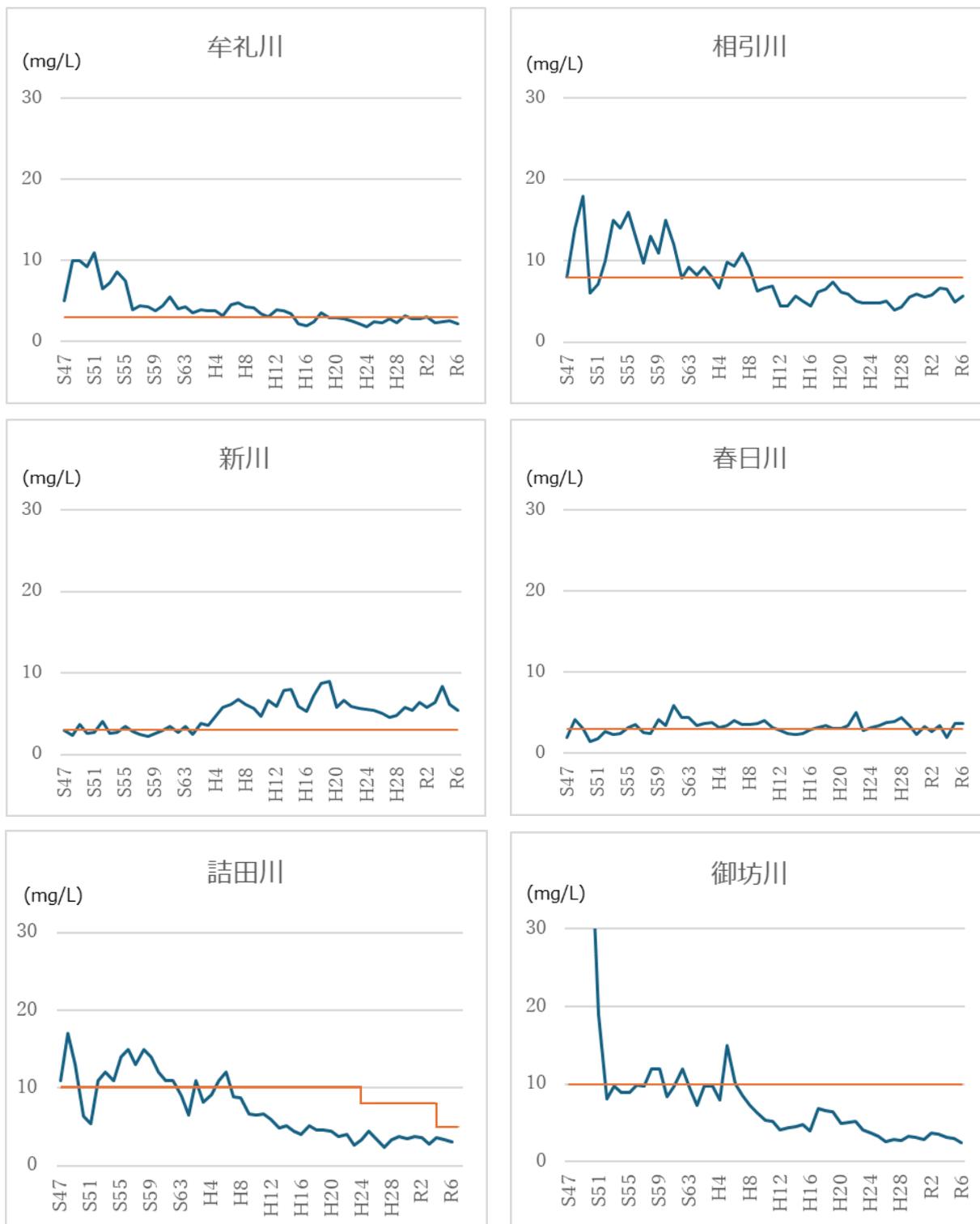
<図 高松市生活排水処理施設整備計画図(目標年次令和17年度)>

4 生活排水対策による改善効果

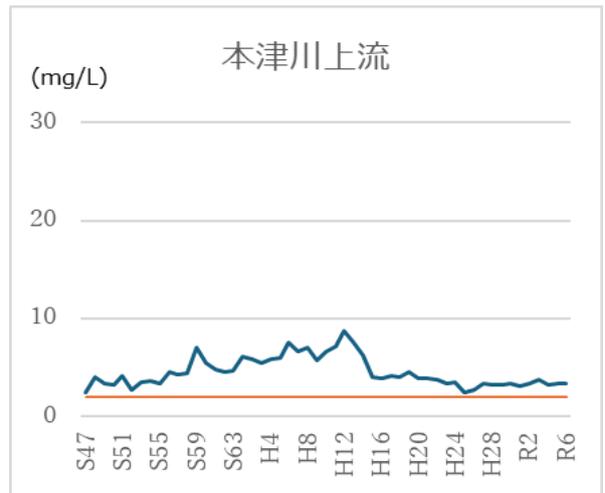
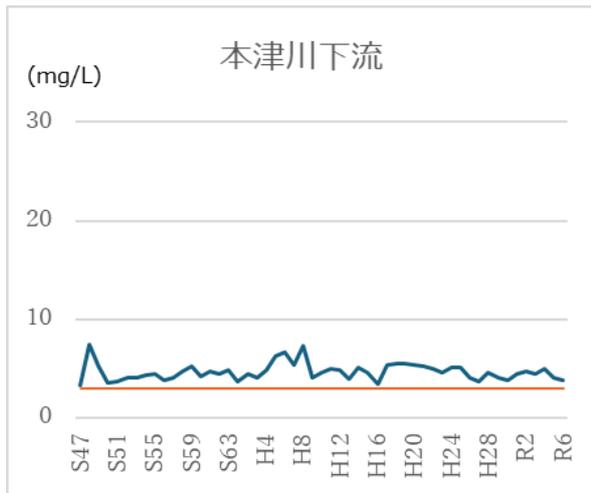
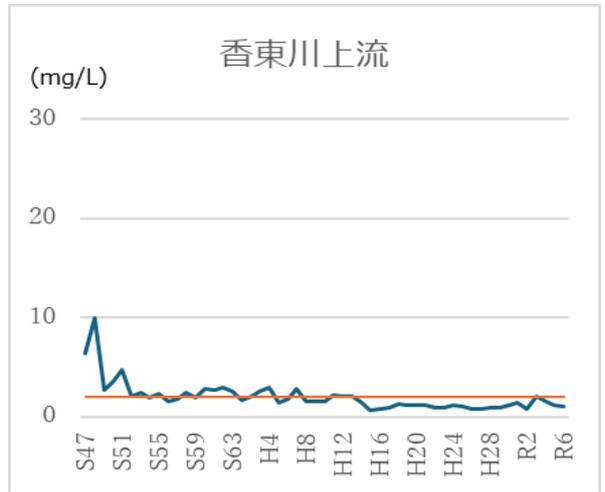
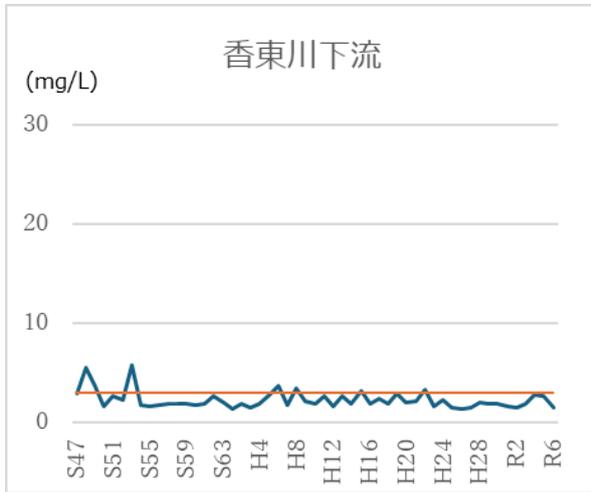
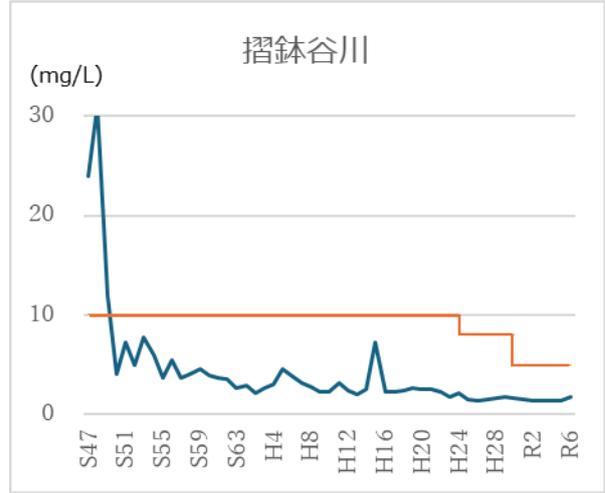
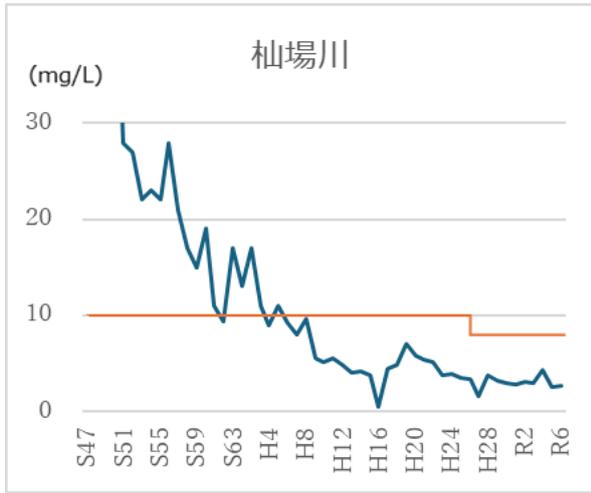
下水道の整備が本格化した昭和50年代頃からの河川BOD年平均値の推移は次のとおりです。

トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽は平成13年4月1日に新規の設置が禁止されました。

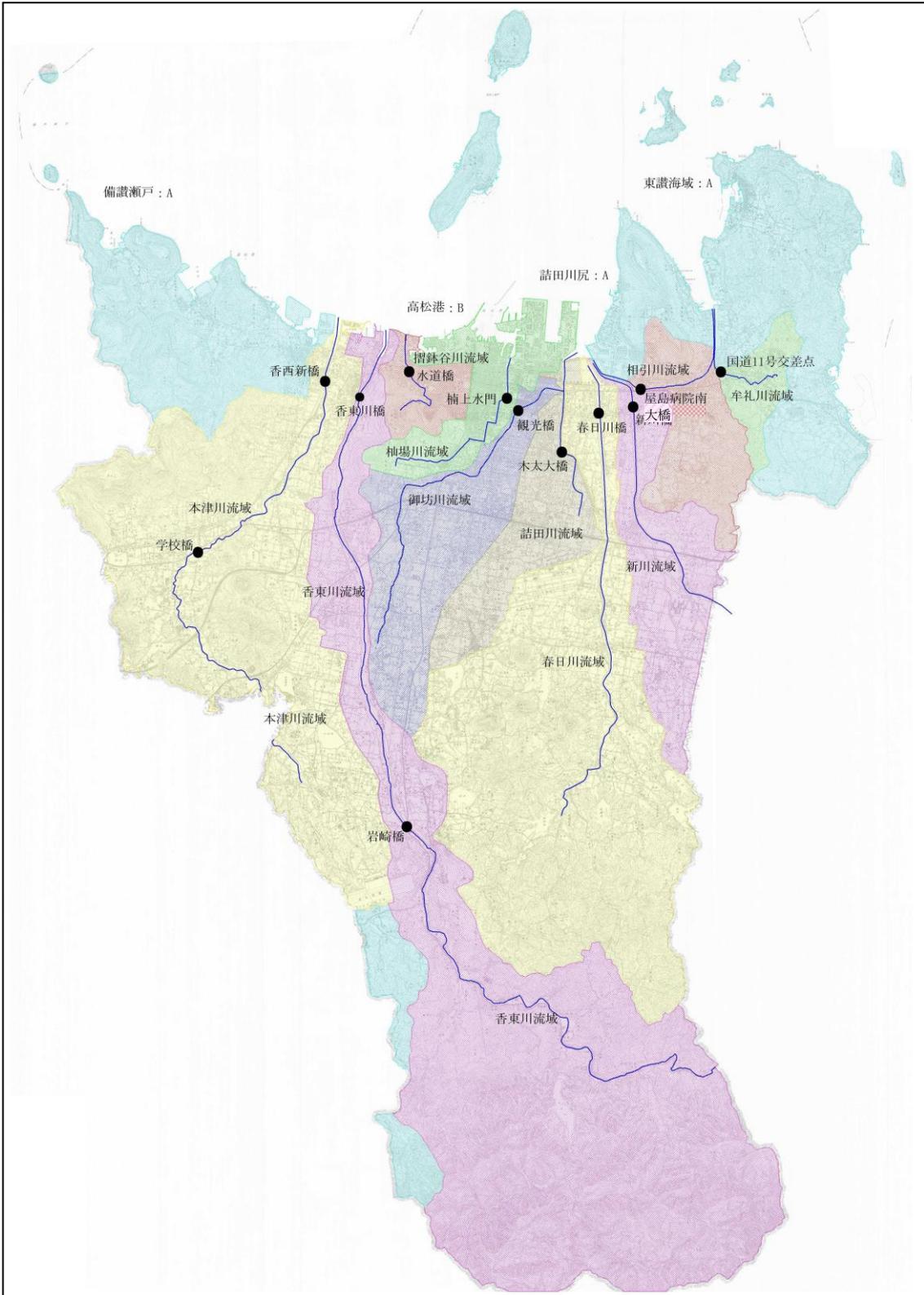
河川BOD年平均値と環境基準値の推移



— BOD年平均値 — 環境基準値 (P18参照)



流域・水域区分図



§ 5 生活排水対策に係る啓発活動

1 啓発活動に関する基本方針

1-1 啓発活動の意義

生活排水対策は一人ひとりが取り組んで初めて効果を発揮することから、その取組を促す啓発活動は重要です。例えば、合併処理浄化槽を設置しても、適正に管理されなければ、放流水質に悪影響を及ぼしますが、家庭で心がけることにより、生活排水処理施設への負担は少なくなります。

一方、生活排水処理施設が未整備の家庭では、排水処理施設の普及や環境に配慮した生活習慣の確立が水質改善に大きな影響を与えられと考えられます。

このように市民が日常生活の中で水質浄化に対する意識を持ち、継続的に実践していくことが、生活排水対策の大きな推進力となります。

1-2 啓発活動の基本方針

1-2-1 基本的考え方

生活排水対策における啓発活動の基本的考え方は、次のとおりとします。

- 市民と行政の協力体制を創出します。
- わかりやすく、取り組みやすい啓発活動を継続的に推進します。
- 地域ぐるみでの取組みを支援します。
- 啓発活動の円滑化を図るため、環境づくり・人づくりを推進します。

1-2-2 啓発活動の実施

啓発活動における具体的な実施方針は、次のとおりとします。

- ① 家庭での対策
 - 台所での対策
 - 洗たく、入浴時の対策
 - 生活排水処理施設の整備等
- ② 生活排水対策に対する意識の高揚
 - 普及啓発の実施
- ③ 生活排水対策を推進する環境づくり・人づくり
 - 環境学習を進める
 - 水に親しむ生活を目指す

2 各施策の進め方

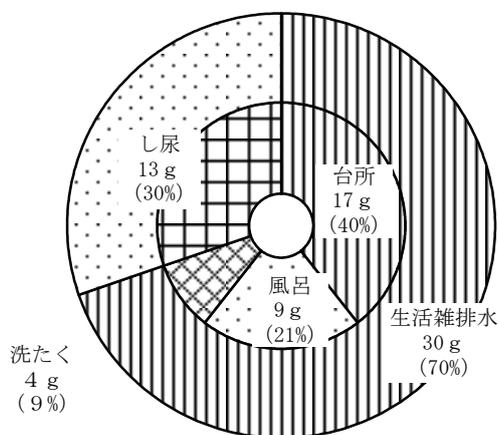
2-1 家庭での対策

2-1-1 台所での対策

台所から発生する汚濁負荷量（BOD）は生活排水の約40%を占めています。これは台所で使用される調味料や油脂類等のBOD濃度の高いものが含まれているためであり、このなかには、河川などの環境基準値の数千倍～数万倍に及ぶものもあります。これらを河川に排出しないことが、水質の保全につながります。

一般家庭の生活排水から発生する1人1日当たりの汚濁負荷量、用途別割合並びに食品等BOD負荷量は、次のとおりです。

生活排水中の汚濁負荷割合
(1人1日当たりのBOD 43g/日)



食品等BOD負荷量

これを流すと?	水がこれだけ汚れる【BOD(g)】	魚が棲める水質 (BODが5mg/ℓ以下)にうすめるには バスタブ(300ℓ)何杯分?
天ぷら油 使用済み (20ml)	30 g	20杯
マヨネーズ 大さじ1杯 (15ml)	20 g	13杯
牛乳 コップ1杯 (200ml)	16 g	11杯
ビール コップ1杯 (180ml)	15 g	10杯
みそ汁 (じゃがいも) お椀1杯 (180ml)	7 g	4.7杯
米のとぎ汁 (1回目) (500ml)	6 g	4杯
煮物汁 (肉じゃが) 鉢 (100ml)	5 g	3.3杯
中濃ソース 大さじ1杯 (15ml)	2 g	1.3杯
シャンプー 1回分 (4.5ml)	1 g	0.67杯
台所用洗剤 1回分 (4.5ml)	1 g	0.67杯

出典根拠：生活雑排水対策推進指導指針（環境省）

① 調理くず、残飯などの排出抑制

- (a) 食べ残しのないように調理する。
- (b) 固形物はできるだけ回収し、生ゴミとして処分する。
- (c) 調理用具や食器類は汚れをふき取ってから洗う。
- (d) ディスポーザの設置規制

② 廃食油の適正処理

- (a) 廃食油を流しに捨てない。(例えば、古新聞やぼろ布にしみ込ませたり、市販の油固化剤を用いて固めてゴミとして処分する。)

③ 石けん、洗剤の適正使用

2-1-2 洗濯・入浴時の対策

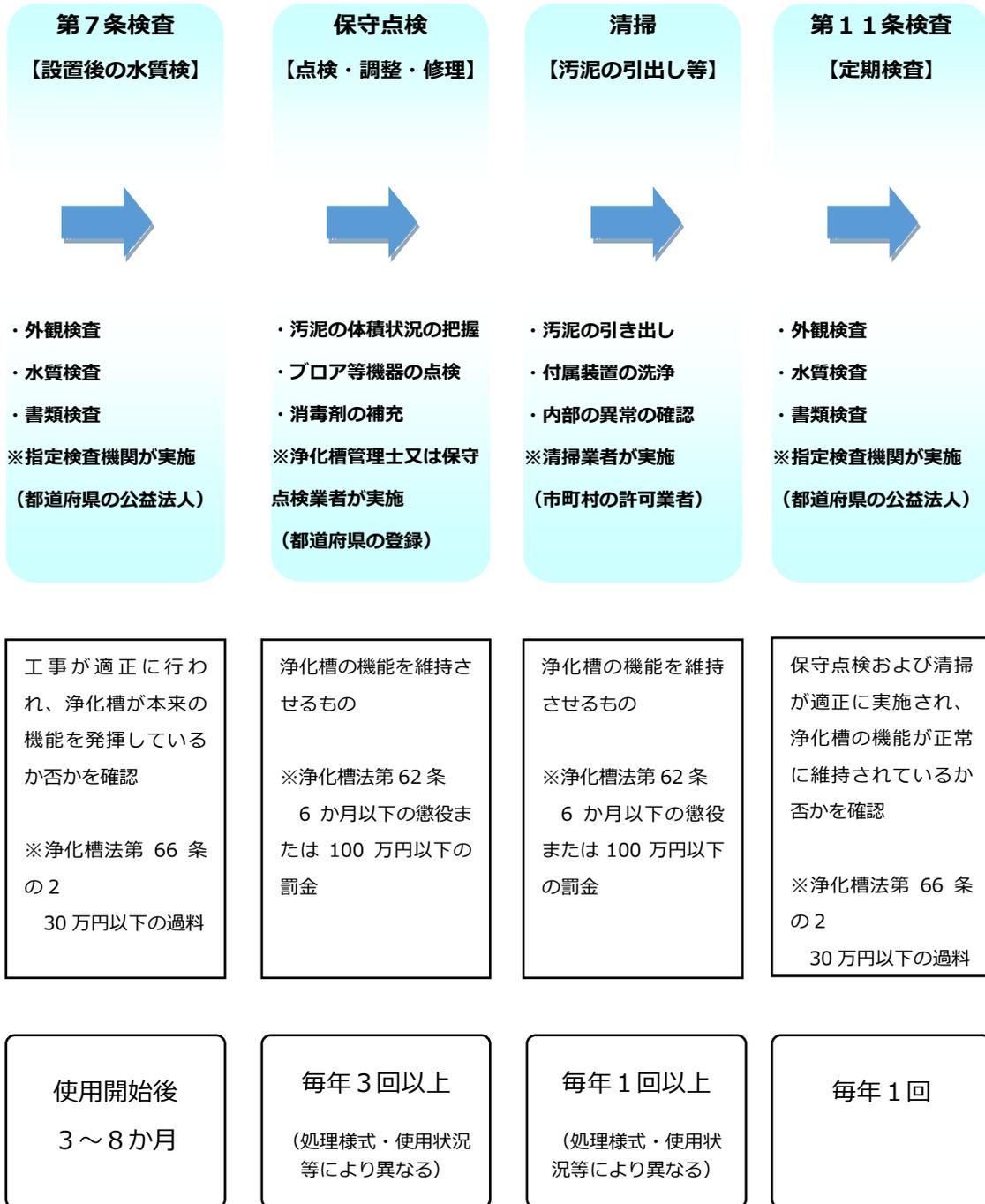
洗濯や入浴は、日常生活に欠かせないものですが、ちょっとした心がけで水の汚れが軽減され、また、限りある水資源の保全にもつながります。

- ① 洗剤は計量して使用し、使いすぎないようにする。
- ② 汚れの程度によっては、部分洗いや水洗いを行う。
- ③ 風呂の残り湯は洗たくなどに利用する。

2-1-3 生活排水処理施設の整備等

- ① 下水道への接続
- ② 合併処理浄化槽の設置
- ③ 既設単独処理浄化槽等の合併処理浄化槽への転換
- ④ 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の維持管理



2-2 生活排水対策に対する意識の高揚

2-2-1 普及啓発の実施

市広報紙やホームページに生活排水対策関連記事を掲載することにより、正しい知識や情報を提供し、家庭での生活排水対策を推進します。

2-3 生活排水対策を推進する環境づくり・人づくり

2-3-1 環境学習を進める

① 環境教育（学校教育）

市内の小・中学校において生活排水対策を含む環境教育を教科の学習や総合的な学習の時間等において行います。

② 親子下水道教室の開催

下水道について、小学生や保護者の理解を深めてもらうことを目的に、工事現場や下水処理場の見学会を行います。

③ げすいどうフェスタの開催

下水道の役割等についてのパネル展及び市民参加型の企画展を通し、下水道について、深く理解してもらうためのPR活動として、げすいどうフェスタを開催します。

④ 浄化槽設置者講習会の開催

浄化槽法に定められる浄化槽の適正な維持管理を行うため、公益社団法人香川県浄化槽協会と共同で、浄化槽管理者を対象に浄化槽設置者講習会を開催します。

⑤ 水環境出前講座の開催

小学生に、水環境について学び、体験する機会を作り、環境教育の一助とするため、関係機関との共催で水環境出前講座を実施します。オリジナルテキストを使った座学に加え、実験・観察を行うことで、楽しく理解してもらうことを目的としています。

⑥ 廃食油を活用した環境学習

廃食油の活用による、環境保全に対する市民の理解と協力が得られるように、消費者団体を講師として廃食油で石けんやキャンドル作りのリサイクル講座を開催します。

2-3-2 水に親しむ生活を目指す

① 水辺の清掃活動

香川県の実施するリフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業「県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」」等を通じて、水辺の清掃活動への参加を呼びかけるなど、活動の拡充に努めます。

② 水生生物観察会等の開催

生息している水生生物の観察を通し、水辺への親しみを持ち、豊かな水環境の環境保全について考える機会を提供するため、市民・児童等を対象とした水生生物観察会等を環境学習の自然観察体験事業として実施します。

§ 6 生活排水対策推進計画の進め方

1 関係部局の連携

本計画を総合的、計画的に推進するため、引き続き庁内に「生活排水対策推進会議」を設置し、関係部局の連絡調整と数値目標の進捗状況の進行管理を図っていきます。

2 関係町・関係行政機関との連携

高松市は、新川・香東川水系にあつては、河川流域の下流域に位置しており、上流域の要因によっては、生活排水対策推進計画の見通しが左右されることも考えられます。そのため、流域全体の生活排水対策を推進する体制づくりが必要です。

また、広域的に関連する事項は上位行政機関が調整を図るものとしします。

3 関係する他の計画との調整

本計画の推進において、高松市総合計画及び関連する上位計画に大幅な見直しが生じた場合は、「生活排水対策推進会議」で協議をするものとしします。

＜資料＞ 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

○河 川（湖沼を除く）

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考1：基準値は、日平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2：農業用利水点については、pH 6.0以上7.5以下、DO 5mg/L以上とする。

類型	全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

○海 域

類型	基準値				
	pH	COD	DO	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質
A	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下	検出されないこと
B	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

類型	全窒素	全磷	類型	全窒素	全磷
I	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	Ⅲ	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅱ	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	Ⅳ	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

類型	全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

＜資料＞用語の解説

○ BODとは

BOD (Biochemical Oxygen Demand) とは、水中の有機物等が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で示した水質の指標であり、水質が悪い（有機物が多い）ほどBODは高くなる。

○ CODとは

COD (Chemical Oxygen Demand) とは、過マンガン酸カリウムや重クロム酸カリウムなどの酸化剤で酸化される有機物などの物質が、水中にどのくらい含まれるかを、消費される酸化剤の量を酸素の量に換算して示した値であり、水質が悪い（有機物が多い）ほどCODは高くなる。

○ BOD75%値とは

BODの値が、環境基準を達成しているかどうかを評価するときに使う数値です。1年間の日平均値を低い方から並べたときに、低い方から数えて75%目になる値であり、12回調査を行っていれば、低い方から数えて9番目の値になります。

高松市生活排水対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高松市生活排水対策推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、高松市生活排水対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生活排水対策の推進に関する事項
- (2) その他生活排水対策に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、審議事項について説明させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、都市整備局下水道部下水道業務課において行う。

(報告)

第7条 推進会議において調査し、検討した重要な事項については、市長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、高松市配水管布設工事助成要綱等を廃止する要綱（平成30年4月1日施行）による廃止前の高松市生活排水対策推進会議設置要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職 名	部 局 名	職 名
会 長	都市整備局	下水道部長
委 員	環境局	環境総務課長
		ゼロカーボンシティ推進課長
		環境指導課長
	創造都市推進局	農林水産課長
		土地改良課長
	都市整備局	都市計画課長
		河港課長
		住宅政策課長
		下水道経営課長
		下水道業務課長
		下水道整備課長
	教育局	学校教育課長